

# 新富町 こども計画

令和7年3月

新富町

はじめに

近年、核家族化の進展や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、教育・保育や地域における子育て支援などへのニーズが多様化しています。

また、社会問題ともなっている児童虐待、不登校児童生徒数の増加、ヤングケアラーやこども達に対する性犯罪・性暴力、こどもの貧困など、こどもを取り巻く状況は深刻かつ複雑化しております。本町においても例外ではなく、これらの未然防止や早期発見の観点から、子育て支援センターでの取組をはじめとする様々な子育て支援事業の重要性はより増しています。

そこで、本町においては、第2期計画を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進していくため、「新富町こども計画」を策定しました。

本計画では基本理念の「子どもたちの笑顔があふれる新富町」に基づき、「こどもまんなか社会」を目指して、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、より一層の子育て環境の整備を図ることを目指します。

最後に、本計画を策定するにあたり、ご尽力をいただきました新富町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様や関係機関・団体の方々から、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月  
新富町長 小嶋 崇嗣

# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....             | 1  |
| 1 計画策定の背景 .....                  | 1  |
| 2 計画策定の考え方 .....                 | 2  |
| 3 法的な位置づけ .....                  | 3  |
| 4 関連計画との位置づけ .....               | 3  |
| 5 計画の期間 .....                    | 4  |
| 6 計画の策定体制 .....                  | 4  |
| 第2章 こどもと子育てを取り巻く環境 .....         | 6  |
| 1 人口・世帯等の動向 .....                | 6  |
| 2 教育・保育施設の状況 .....               | 11 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の状況 .....         | 13 |
| 4 「新富町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況 .....  | 22 |
| 5 各種アンケート調査結果の概要 .....           | 24 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....             | 28 |
| 1 基本理念 .....                     | 28 |
| 2 基本的な視点 .....                   | 29 |
| 3 基本目標と取組方針 .....                | 30 |
| 第4章 子ども・子育て支援事業計画 .....          | 35 |
| 1 教育・保育提供区域の設定 .....             | 35 |
| 2 教育・保育提供体制の確保 .....             | 37 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の充実 .....         | 41 |
| 4 専門的な支援を要するこどもや家庭への支援の充実 .....  | 54 |
| 5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進 ..... | 55 |
| 第5章 こどもの貧困対策計画 .....             | 56 |
| 1 計画策定の背景 .....                  | 56 |
| 2 こどもの貧困対策に係る施策の展開 .....         | 56 |
| 第6章 子ども・若者計画 .....               | 59 |
| 1 計画策定の背景 .....                  | 59 |
| 2 こども・若者に係る施策の展開 .....           | 59 |
| 第7章 計画の推進体制 .....                | 63 |
| 1 町民や関係機関等との連携 .....             | 63 |
| 2 計画の推進・点検体制 .....               | 64 |
| 資料編 .....                        | 65 |

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 新富町子ども・子育て会議条例 .....     | 65 |
| 2 | 新富町子ども・子育て会議条例施行規則 ..... | 67 |
| 3 | 新富町子ども・子育て会議委員名簿 .....   | 68 |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

### ■こども基本法に定められた6つの基本理念



こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。

|          |                                                                |          |                                                                |          |                                                     |
|----------|----------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------|
| <b>1</b> | すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。                             | <b>2</b> | すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。          | <b>3</b> | 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言ったり、社会のさまざまな活動に参加できること。 |
| <b>4</b> | すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。 | <b>5</b> | 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。 | <b>6</b> | 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。                       |

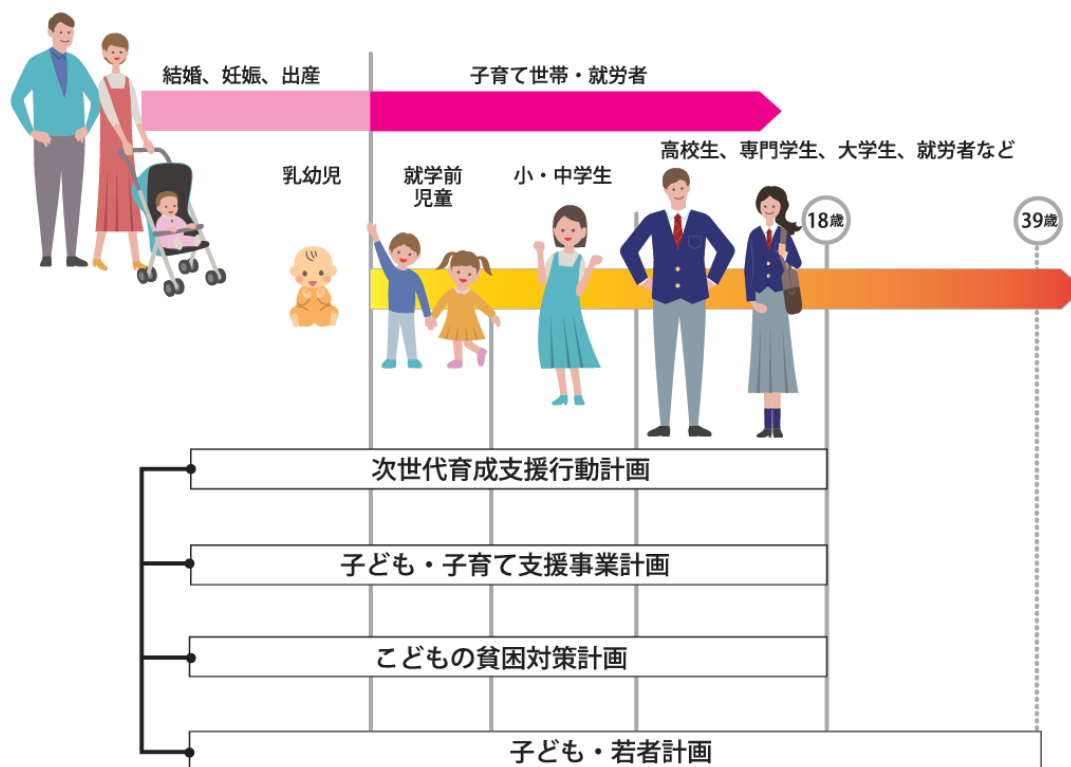
## 2 計画策定の考え方

こども計画は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めるものであり、新富町（以下「本町」という。）では、こどもが持っている可能性を十分に発揮できる環境を目指し、こどもを中心に置いた施策展開を図るため、「新富町こども計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

こども計画は、こども基本法第10条に基づき、国の「こども大綱」を勘案して策定するよう努めることとされており、子ども・子育て支援事業計画等のこども施策に係る関係計画については、一体のものとして作成することが可能であるとされています。本町においても、各部署のこども施策について統一的に横串を刺す効果や住民にとって分かりやすいこども施策の展開とするため、こども施策に関連する計画（子ども・若者計画、こどもの貧困対策計画、次世代育成支援対策推進行動計画、少子化に対処するための施策を包含）の包括的・一体的なこども計画とします。

なお、本計画では、おおむね出生前から30歳代までの若者を対象とします。

### ■ライフステージと包括的・一体的なこども計画のイメージ



### 3 法的な位置づけ

本計画は、以下の内容を包含した本町のこども施策に関する総合的な計画とします。

○子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」による「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含する計画として策定

○次世代育成支援行動計画

「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」を包含する計画として策定

○子ども・若者計画

「子ども・若者育成支援推進法」による「市町村子ども・若者計画」を包含する計画として策定

○こどもの貧困対策計画

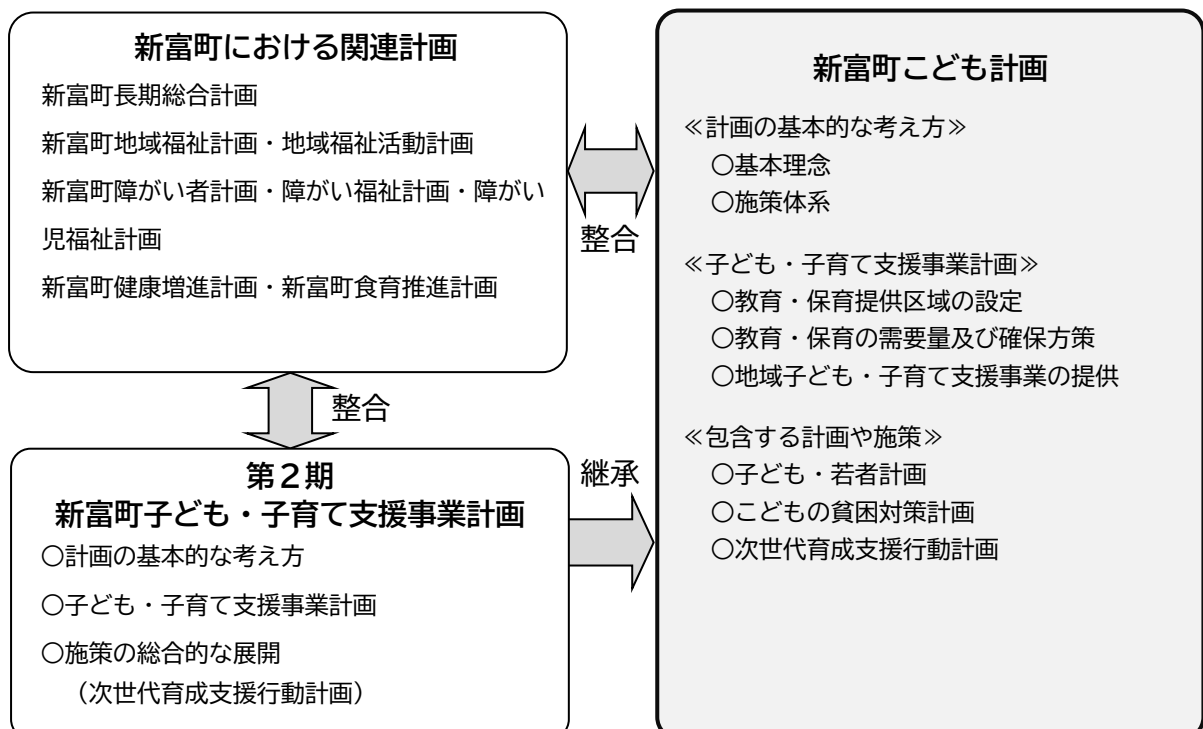
「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」による「市町村計画」を包含する計画として策定

○少子化に対処するための施策

「少子化対策基本法」による「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」を包含する計画として策定

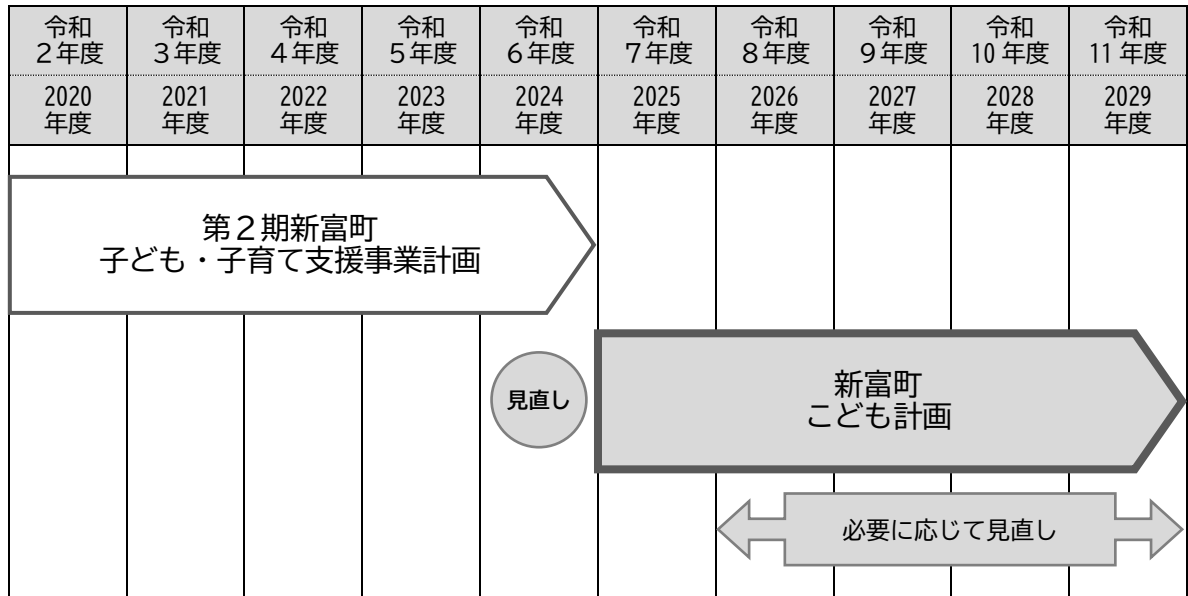
### 4 関連計画との位置づけ

本計画は「新富町長期総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、地域少子化対策強化計画及び関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



## 5 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

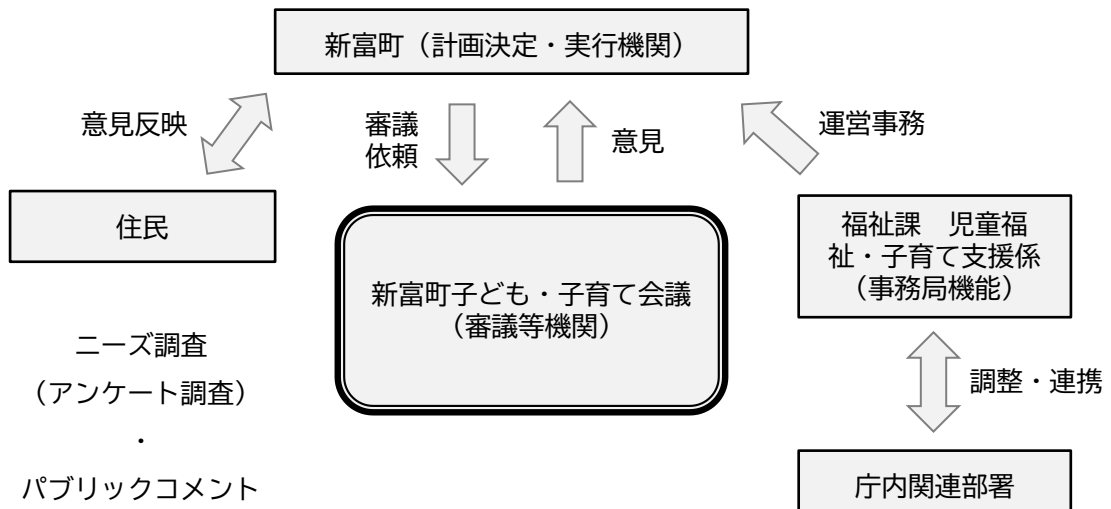


## 6 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている「新富町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

#### ■策定体制のイメージ図



## **（２）こども計画策定のための各種アンケート調査の実施**

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的として、ニーズ調査を令和6（2024）年3月に実施しました。

また、子育て世帯の支援ニーズや生活実態を把握し、本町の計画策定の基礎資料とするため、小・中学生の学校や家での生活の様子や悩みごとなどを調査する子育て世帯生活実態調査を令和6（2024）年6月に実施しました。

さらに、本町内在住・在学の若者のみなさまのご意見を計画に反映させるため、若者意識調査を令和6（2024）年6月に実施しました。

なお、各種アンケート調査の結果報告書は町のホームページに掲載しております。

## **（３）ヒアリング調査の実施**

本計画の策定に当たり、地域の教育・保育・子育てに関わる方々の意向や地域の情報を把握し、計画策定の参考とするため、子育て支援団体（子ども食堂、放課後児童クラブ）に対するヒアリング調査を令和6（2024）年7月に実施しました。

## **（４）パブリックコメント**

本計画の素案を町のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

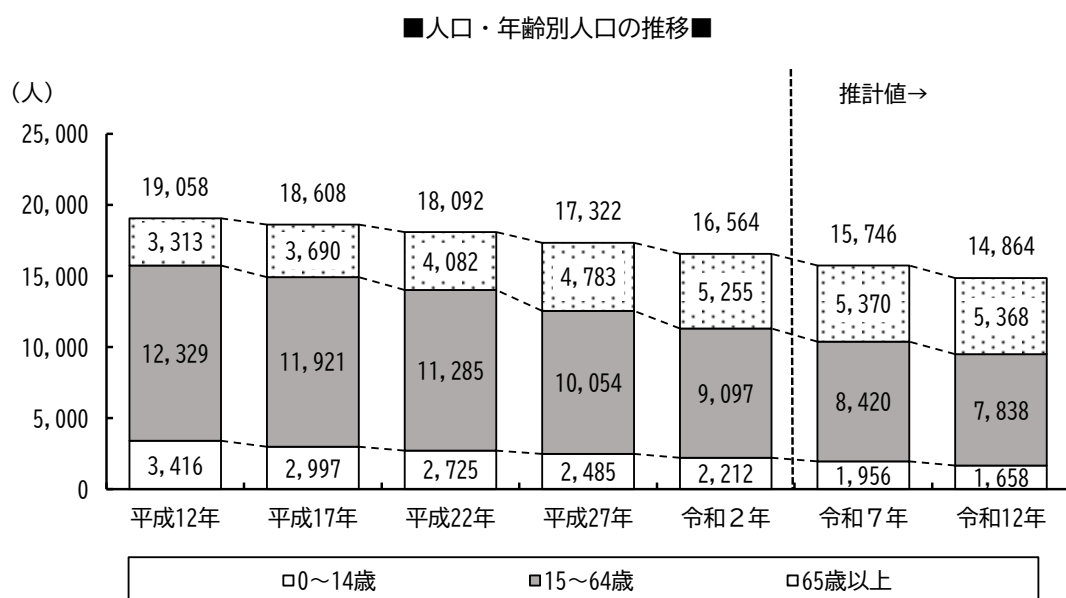
## 第2章 こどもと子育てを取り巻く環境

### 1 人口・世帯等の動向

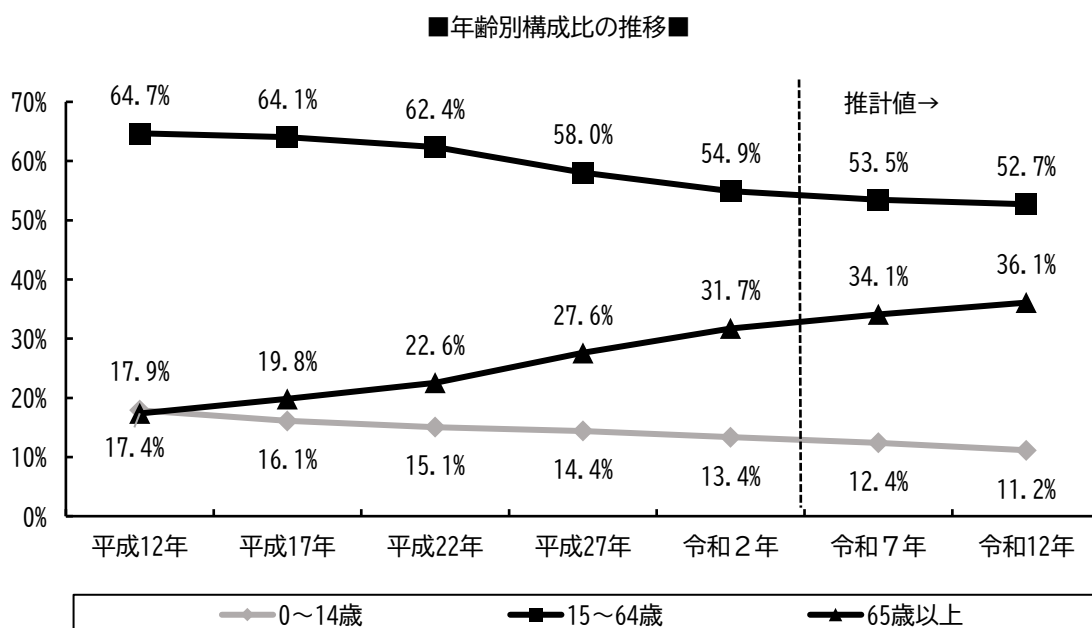
#### (1) 人口・世帯数の推移

本町の人口は、平成12年の19,058人から減少しています。減少幅が次第に大きくなっていき、少子化の影響等もあり、令和12年は14,864人と推計されています。

年齢層別に見ると、0～14歳の人口、割合とも減少し、65歳以上の人口、割合は増加しており、少子高齢化が更に進むことが見込まれています。



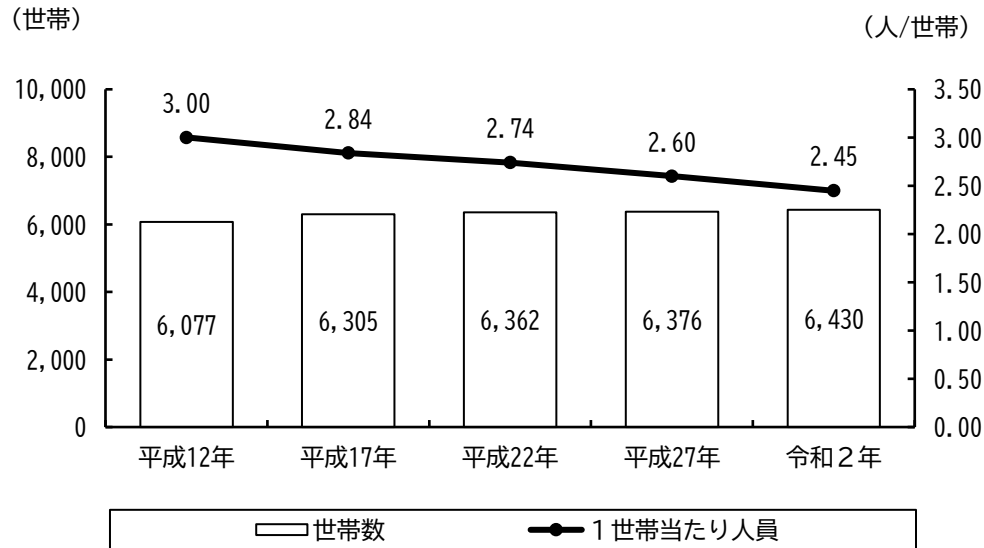
(資料) 平成12年から令和2年は国勢調査、令和7年、12年は「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値



(資料) 平成12年から令和2年は国勢調査、令和7年、12年は「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値

総人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。そのため、1世帯当たりの人員は減少しており、核家族化も更に進むものと見込まれます。

■世帯数、1世帯当たり人員の推移■

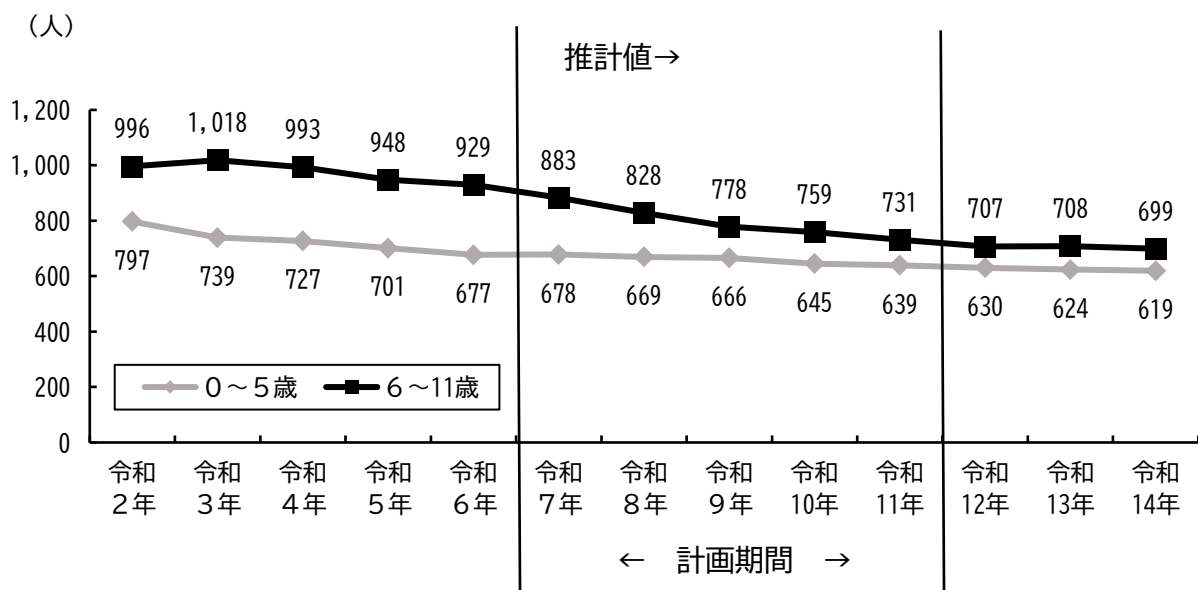


(資料) 国勢調査

## (2) 11歳以下のこども人数の推移

児童人口を0～5歳以下と6～11歳に分けたのが下図です。0～5歳以下、6～11歳共に緩やかに減少していくものと見込まれます。

■11歳以下のこども人数の推移■



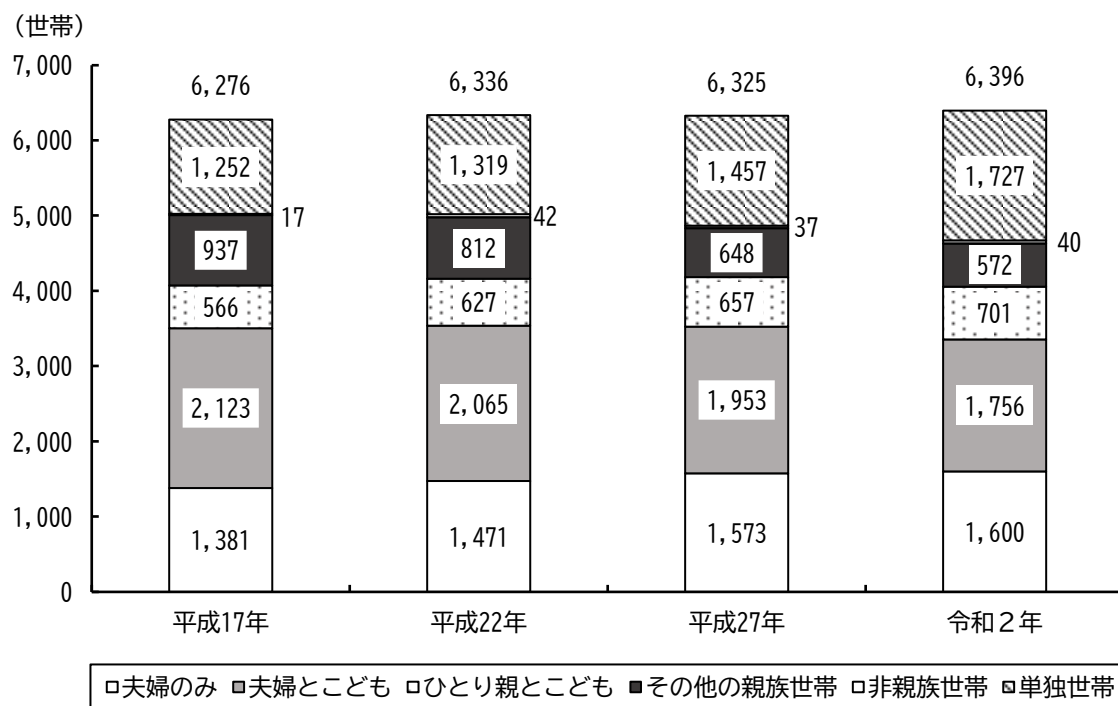
(資料) 令和2年から6年までは住民基本台帳（各年4月1日）、令和7年以降は推計値

### （３）子育て世帯の推移

一般世帯の動向を見ると、夫婦とこどもからなる世帯、その他の親族世帯（核家族以外の3世帯同居等の世帯）が減少する中で、夫婦のみの世帯、ひとり親とこどもからなる世帯、単独世帯は増加傾向にあります。

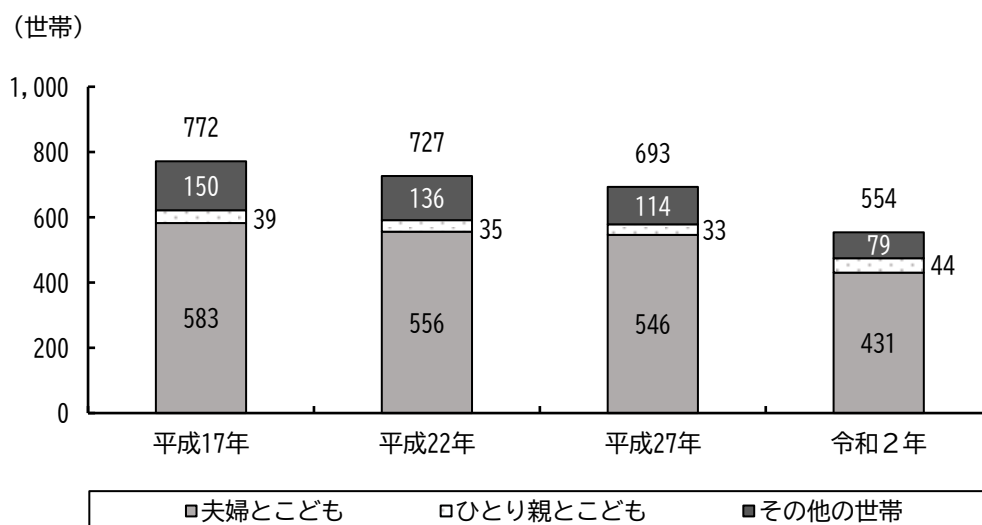
また、6歳未満のこどものいる世帯について見ると、夫婦とこどもからなる世帯、その他の世帯は減少しています。

■一般世帯の動向■



(資料) 国勢調査

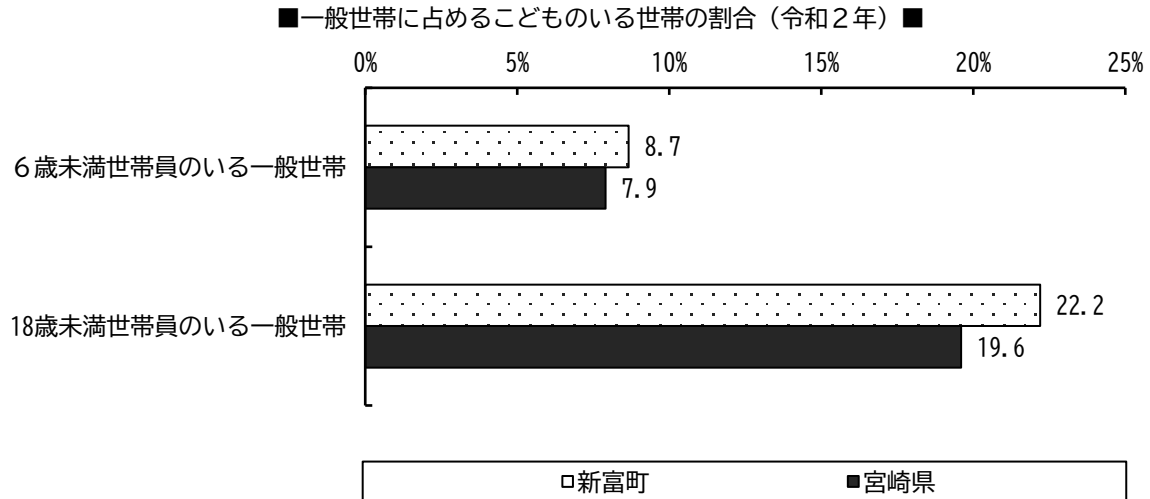
■6歳未満のこどものいる世帯の動向■



(資料) 国勢調査

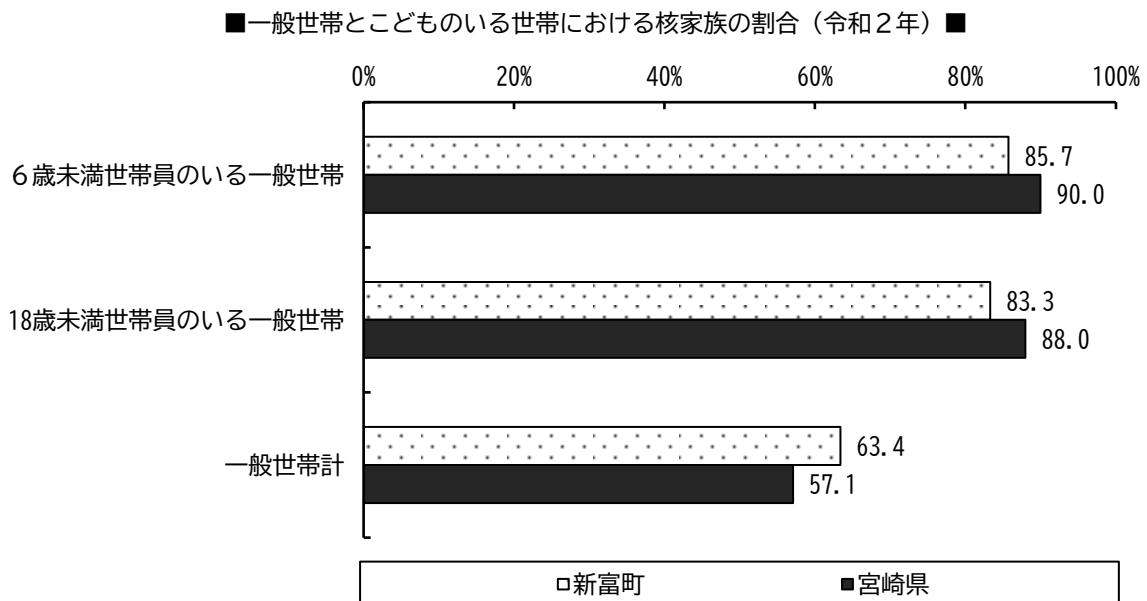
一般世帯に占めるこどものいる世帯の割合を見ると、6歳未満世帯員のいる一般世帯は、一般世帯の8.7%にあたり、宮崎県の7.9%を上回っています。

また、18歳未満世帯員のいる一般世帯は、一般世帯の22.2%となっており、県平均の19.6%を上回っています。



（資料）国勢調査

次に、こどものいる世帯での核家族の割合を見ると、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯での核家族率はともに宮崎県の平均値を下回っていますが、いずれも8割を超えていることから核家族化が進行しています。

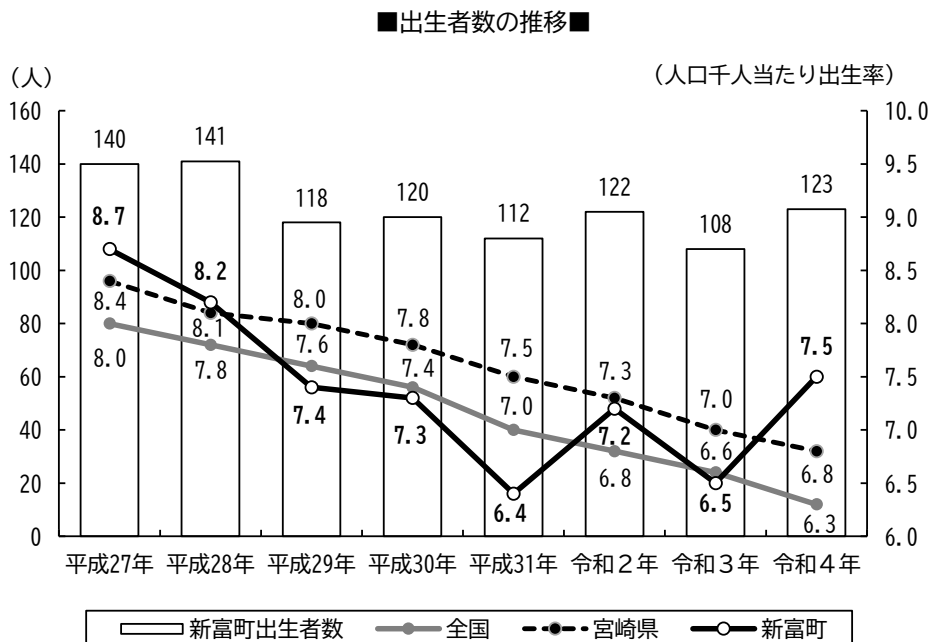


（資料）国勢調査

#### （４）出生者数の動向

出生者数は平成28年の141人をピークに、増減を繰り返しながら全体的には減少傾向となっており、令和4年は123人となっています。

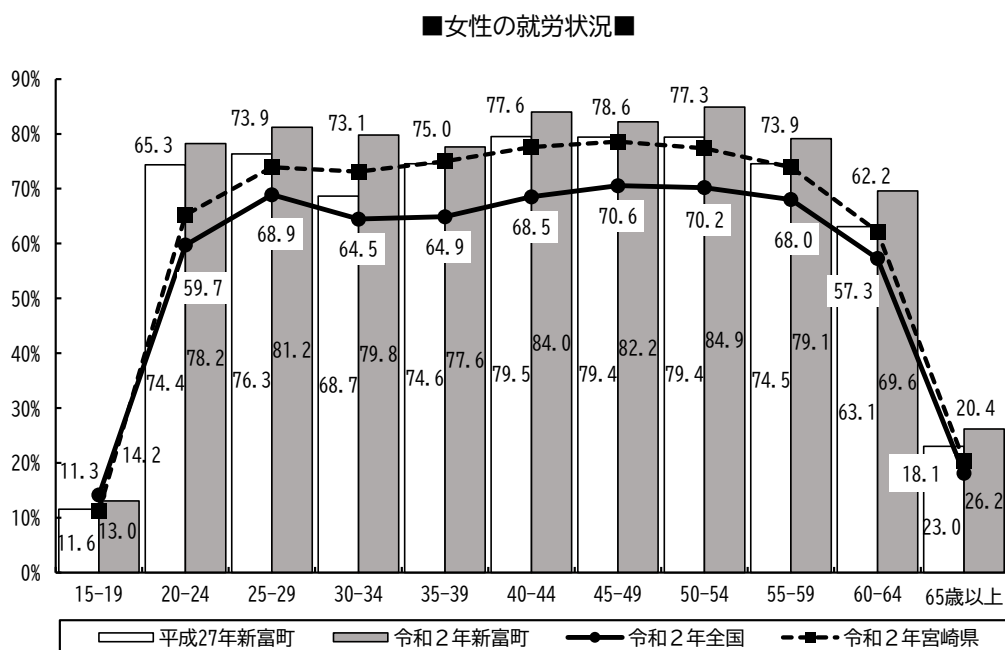
出生率は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和4年は7.5となっています。



（資料）人口動態統計

#### （５）女性の就労状況

本町の女性就労率は、平成27年と比較するといずれの年齢層においても増加していることが分かります。また、国に比べ高い水準を示していますが、子育ての中心となっている30～39歳での就労率が若干低くなっており、「M字カーブ」の傾向が見られます。



（資料）国勢調査

## 2 教育・保育施設の状況

令和5年度の在籍児童数を見ると、保育所（園）は567人、幼稚園は72人となっています。

令和5年度の保育所（園）の年齢別在籍児童数は、0歳が778人、1歳が1,261人、2歳が995人、3歳が1,079人、4歳が976人、5歳が1,234人となっています。幼稚園では、2歳が51人、3歳が212人、4歳が197人、5歳が287人となっています。

令和5年度の保育所（園）の月別人数の推移を見ると、1歳児以上では人数に大きな変化はありませんが、0歳児は4月の25人から年度末の3月には102人に増加しています。

### ■在籍児童数の推移■

#### 【保育所（園）】

|          | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 新田保育所    | 60人    | 62人   | 57人   | 54人   | 52人   |
| 上富田保育園   | 64人    | 66人   | 56人   | 56人   | 59人   |
| 八幡保育園    | 73人    | 65人   | 61人   | 66人   | 59人   |
| いずみ保育園   | 60人    | 57人   | 59人   | 47人   | 50人   |
| のぞみ保育園   | 58人    | 65人   | 66人   | 63人   | 75人   |
| 新町保育園    | 58人    | 48人   | 41人   | 41人   | 55人   |
| ひとつせ保育園  | 78人    | 76人   | 70人   | 70人   | 73人   |
| 一真保育園    | 55人    | 57人   | 54人   | 52人   | 47人   |
| 一真下新田保育園 | 39人    | 37人   | 45人   | 38人   | 36人   |
| 上新田保育園   | 61人    | 60人   | 62人   | 59人   | 61人   |
| 合計       | 606人   | 593人  | 571人  | 546人  | 567人  |

（資料）新富町福祉課調べ（各年度3月末現在）

#### 【幼稚園】

|       | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 新富幼稚園 | 91人    | 77人   | 72人   | 78人   | 72人   |

（資料）新富町福祉課調べ（各年度5月1日現在）

■年齢別在籍児童数（令和5年度）■

【保育所（園）】（延べ人数）

|          | 0歳     | 1歳     | 2歳     | 3歳     | 4歳     | 5歳     | 合計     | 定員     |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新田保育所    | 70人    | 76人    | 60人    | 137人   | 84人    | 180人   | 607人   | 720人   |
| 上富田保育園   | 65人    | 140人   | 84人    | 144人   | 75人    | 144人   | 652人   | 720人   |
| 八幡保育園    | 97人    | 157人   | 84人    | 120人   | 108人   | 123人   | 689人   | 720人   |
| いずみ保育園   | 65人    | 119人   | 109人   | 51人    | 84人    | 108人   | 536人   | 600人   |
| のぞみ保育園   | 189人   | 156人   | 128人   | 120人   | 144人   | 108人   | 845人   | 840人   |
| 新町保育園    | 68人    | 110人   | 91人    | 158人   | 72人    | 91人    | 590人   | 600人   |
| ひとつせ保育園  | 54人    | 160人   | 176人   | 93人    | 142人   | 163人   | 788人   | 840人   |
| 一真保育園    | 49人    | 102人   | 119人   | 76人    | 87人    | 84人    | 517人   | 600人   |
| 一真下新田保育園 | 46人    | 92人    | 60人    | 72人    | 84人    | 60人    | 414人   | 540人   |
| 上新田保育園   | 75人    | 149人   | 84人    | 108人   | 96人    | 173人   | 685人   | 720人   |
| 合計       | 778人   | 1,261人 | 995人   | 1,079人 | 976人   | 1,234人 | 6,323人 | 6,900人 |
|          | 2,039人 |        | 2,074人 |        | 2,210人 |        |        |        |

（資料）新富町福祉課調べ

【幼稚園】

|       | 0歳 | 1歳 | 2歳  | 3歳   | 4歳   | 5歳   | 合計   | 定員   |
|-------|----|----|-----|------|------|------|------|------|
| 新富幼稚園 | 0人 | 0人 | 51人 | 212人 | 197人 | 287人 | 747人 | 960人 |

（資料）新富町福祉課調べ

■保育所（園）入所児童の月別推移（令和5年度）■

|    | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 1月   | 2月   | 3月   |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 0歳 | 25人  | 35人  | 39人  | 43人  | 54人  | 61人  | 69人  | 81人  | 87人  | 92人  | 100人 | 102人 |
| 1歳 | 94人  | 96人  | 96人  | 97人  | 101人 | 107人 | 107人 | 107人 | 107人 | 107人 | 107人 | 107人 |
| 2歳 | 84人  | 87人  | 87人  | 88人  | 89人  | 87人  | 88人  | 89人  | 89人  | 89人  | 89人  | 89人  |
| 3歳 | 89人  | 89人  | 89人  | 90人  | 91人  | 90人  | 90人  | 91人  | 91人  | 91人  | 91人  | 91人  |
| 4歳 | 83人  | 83人  | 85人  | 83人  | 82人  | 82人  | 82人  | 82人  | 82人  | 82人  | 82人  | 81人  |
| 5歳 | 107人 | 107人 | 107人 | 106人 | 105人 | 103人 | 103人 | 103人 | 103人 | 103人 | 103人 | 103人 |

（資料）※福祉行政報告例 54 表より

### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて以下の16事業を実施することになっています。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭子育て世帯訪問支援事業
- ⑮児童育成支援拠点事業
- ⑯親子関係形成支援事業

それぞれの事業の取組状況は以下のとおりです。

#### ①利用者支援事業

##### 事業内容

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 新富町の取組状況

令和2年4月から利用者支援事業の「母子保健型」を開始しています。

##### 【実績】

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施か所数 | 1 か所  | 1 か所  | 1 か所  | 1 か所  |

## ②地域子育て支援拠点事業

### 事業内容

本町では平成 28 年度より公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行っています。

### サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。

### 新富町の取組状況

#### ■令和5年度実施内容■

| 名称                 | 実施場所   | 子育て相談実施日                | その他実施行事等 |
|--------------------|--------|-------------------------|----------|
| 八幡子育て支援センター        | 八幡保育園  | 月曜日 ～ 金曜日<br>9:00～16:00 |          |
| 子育て応援スポット<br>あんのん舎 | あんのん舎  | 月曜日 ～ 金曜日<br>9:30～14:30 |          |
| 子育て支援センター<br>はぐくみ  | のぞみ保育園 | 月曜日 ～ 金曜日<br>9:00～15:00 |          |

#### 【実績】

|                    | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| 平均利用親子数<br>(1日当たり) | 9 組   | 11 組  | 6 組   | 8 組   |

## ③妊婦健康診査

### 事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診を行います。

#### 【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠 23 週（第 6 月末）まで：4 週間に 1 回
  - ◆妊娠 24 週（第 7 月）より妊娠 35 週（第 9 月末）まで：2 週間に 1 回
  - ◆妊娠 36 週（第 10 月）以降分娩まで：1 週間に 1 回
- 上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14 回程度

### サービスの提供・給付責任

市町村が必要に応じて健康診査を行います。

（※事業の実施の方法（実施回数、公費負担額等）は市町村の判断）

**新富町の取組状況****【実績】**

|      | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 受診件数 | 1,357 件 | 1,460 件 | 1,168 件 | 1,048 件 |
| 実人数  | 181 人   | 194 人   | 162 人   | 140 人   |

**④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）****事業内容**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

**サービスの提供・給付責任**

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。

**新富町の取組状況****【実績】**

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ訪問人数 | 115 人 | 104 人 | 112 人 | 102 人 |

**⑤養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業****事業内容****【養育支援訪問事業】**

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。

**【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】**

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための取組に対する支援を行います。

**サービスの提供・給付責任**

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。

（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

要保護児童対策地域協議会の設置あり

### 新富町の取組状況

#### 【実績】

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 年間延べ人数 | 58人   | 100人  | 125人  | 121人  |

※要保護児童対策地域協議会にて、ケース検討を行った児童数

## ⑥子育て短期支援事業

### 事業内容

#### 【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

#### 【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

### サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。

（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

### 新富町の取組状況

「ショートステイ」、「トワイライトステイ」とともに本町では、令和6年4月より事業を開始しています。

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### 事業内容

乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

### サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。

（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

**新富町の取組状況**

援助会員の拡大に向け研修会や広報活動を実施しています。

**【実績】**

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ利用者数 | 1人    | 26人   | 17人   | 49人   |

**⑧一時預かり事業****事業内容**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所（園）やその他の場所で一時的に預かります。

**サービスの提供・給付責任**

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。  
 （※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

**新富町の取組状況****【実施園】**

・新田保育園・一真保育園・上富田保育園・上新田保育園・のぞみ保育園・八幡保育園・ひとつせ保育園

**【利用対象者】**

一時預かり事業は、通常の措置規定の対象とならない就学前の児童で、かつ、次のいずれかに該当するものを対象とします。

- 1 保護者の就労、職業訓練及び就学等により、原則として平均週3日を限度として、断続的に家庭での保育が困難となる児童
- 2 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消させることが必要とされる児童
- 3 保護者の傷病、入院及び冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に保育を必要とする児童

**【期間】**

- 1 上記の1、2に掲げる児童：日数は、1週間に3日を限度とし、期間は、6か月を限度とする。
- 2 上記の3に掲げる児童：日数及び期間は、14日を限度とする。

**【利用料】**

●1日につき1,600円

【実績】

|          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 年間延べ利用人数 | 492 人 | 345 人 | 282 人 | 206 人 |

## ⑨延長保育事業

### 事業内容

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11 時間の保育所（園）開所時間を越えて保育を行います。

### サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。  
（（※保育所（園）及び市町村の判断））

### 新富町の取組状況

【実績】

|                 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 平均利用児童数（1 日当たり） | 22 人  | 25 人  | 31 人  | 43 人  |

## ⑩病児・病後児保育事業

### 事業内容

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な期間、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行います。

### サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。  
（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

### 新富町の取組状況 ※現在は、病後児保育のみ実施

#### 【利用できる日・時間・期間】

・ 月～土曜日 8:00～17:50 ・ 1 日 5 名、連続して 7 日以内

#### 【利用料金】

- ・ のぞみ保育園・ひとつせ保育園在園児・・・ 300 円/日
- ・ のぞみ保育園・ひとつせ保育園在園児以外・・・ 1,500 円/日

## 【実績】

|          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 年間延べ利用人数 | 85 人  | 111 人 | 110 人 | 261 人 |

## ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

## 事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、町内の保育園の施設などで、放課後の適切な遊びと生活の場を与えて、その健全育成を図っています。

（※平成27年度より、対象範囲がおおむね10歳未満から小学校就学児童までへ拡大）

## サービス提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。

（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

## 新富町の取組状況

8クラブで実施しています。

## 【利用料】

利用料の上限は、以下のとおりです。うち町が上限2,000円を補助します。

◆4月～7月及び9月～3月・・・1か月当たり5,000円

◆8月・・・1か月当たり10,000円

## 【利用対象者】

●小学校に在学する児童

## 【実施施設】

| 名称         | 実施場所      | 開所曜日・時間                         | 定員   | 登録児童数 |
|------------|-----------|---------------------------------|------|-------|
| 新田児童クラブ    | 新田保育園内    | 平日 13時～18時<br>長期休暇 7時～18時       | 30人  | 18人   |
| 一真児童クラブ    | 一真保育園内    | 平日 14時～18時30分<br>長期休暇 7時～18時30分 | 26人  | 12人   |
| 上富田児童クラブ   | 上富田保育園内   | 平日 13時～18時<br>長期休暇 7時～19時       | 16人  | 9人    |
| 上新田児童クラブ   | 上新田保育園内   | 平日 14時～18時<br>長期休暇 7時～18時       | 34人  | 35人   |
| 八幡児童クラブ    | 八幡保育園内    | 平日 13時～18時<br>長期休暇 7時～18時       | 40人  | 40人   |
| ひとつせ児童クラブ  | ひとつせ保育園内  | 平日 14時～18時<br>長期休暇 8時～18時       | 35人  | 29人   |
| 新富幼稚園児童クラブ | 新富幼稚園内    | 平日 13時～18時<br>長期休暇 7時30分～18時    | 40人  | 42人   |
| 社協児童クラブ    | 老人福祉センター内 | 平日 13時～18時<br>長期休暇 8時～18時       | 40人  | 39人   |
| 合 計        |           |                                 | 261人 | 224人  |

【実績】

|     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 低学年 | 266 人 | 271 人 | 261 人 | 252 人 |
| 高学年 | 40 人  | 22 人  | 34 人  | 51 人  |

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

新富町の取組状況

【実績】

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 支給児童数 | 6 人   | 5 人   | 4 人   | 4 人   |

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

新富町の取組状況

実施検討を進めています。

⑭子育て世帯訪問支援事業

事業内容

家事・育児等に不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦・ヤングケアラー家庭を対象に、支援員が訪問し家事・育児の代行をします。核家族の増加や地域との関わりが希薄化している状況を踏まえて、支援を行うことで虐待リスクの高まりを未然に防ぐことが目的です。

新富町の取組状況

実施検討を進めています。

## ⑮児童育成支援拠点事業

### 事業内容

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供などを行います。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

### 新富町の取組状況

実施検討を進めています。

## ⑯親子関係形成支援事業

### 事業内容

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

### 新富町の取組状況

実施検討を進めています。

## 4 「新富町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

### (1) 教育・保育施設の充実

「新富町子ども・子育て支援事業計画」における幼児期の学校教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■ 幼児期の学校教育・保育の目標と実績 ■

|                                    |                | 単位 | 令和6年度       |               |
|------------------------------------|----------------|----|-------------|---------------|
|                                    |                |    | 第2期<br>計画目標 | 実績<br>(令和5年度) |
| 1号認定<br>(3歳以上、教育希望)                | 特定教育・保育施設(※1)  | 人  | 150         | 75            |
|                                    | 確認を受けない幼稚園(※2) | 人  | 0           | 0             |
|                                    | 地域型保育事業(※3)    | 人  | 0           | 0             |
| 2号認定<br>(3歳以上、教育希望)<br>(3歳以上、保育必要) | 特定教育・保育施設(※1)  | 人  | 200         | 281           |
|                                    | 確認を受けない幼稚園(※2) | 人  | 0           | 0             |
|                                    | 地域型保育事業(※3)    | 人  | 0           | 0             |
| 3号認定<br>(1～2歳、保育必要)                | 特定教育・保育施設(※1)  | 人  | 150         | 184           |
|                                    | 確認を受けない幼稚園(※2) | 人  | 0           | 0             |
|                                    | 地域型保育事業(※3)    | 人  | 0           | 0             |
| 3号認定<br>(0歳、保育必要)                  | 特定教育・保育施設(※1)  | 人  | 100         | 26            |
|                                    | 確認を受けない幼稚園(※2) | 人  | 0           | 0             |
|                                    | 地域型保育事業(※3)    | 人  | 0           | 0             |

(※1) 幼稚園、保育所(園)、認定こども園

(※2) 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

(※3) 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

「新富町子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業の目標と実績■

|                                        |                                  | 単位              | 令和6年度       |               |
|----------------------------------------|----------------------------------|-----------------|-------------|---------------|
|                                        |                                  |                 | 第2期<br>計画目標 | 実績<br>(令和5年度) |
| 地域子育て支援拠点事業<br>(子育て支援センター)             |                                  | 人<br>(年間延べ利用者数) | 134         | 160           |
|                                        |                                  | か所<br>(施設数)     | 3           | 3             |
| ファミリー・サポート・<br>センター事業<br>(子育て援助活動支援事業) | 未就学児                             | 人<br>(年間延べ利用者数) | -           | 49            |
|                                        | 低学年                              | 人<br>(年間延べ利用者数) | 10          | 0             |
|                                        | 高学年                              | 人<br>(年間延べ利用者数) | 10          | 0             |
| 一時預かり事業<br>(幼稚園の預かり保育)                 | 1号認定                             | 人<br>(年間延べ利用者数) | 100         | 4,056         |
|                                        | 2号認定                             | 人<br>(年間延べ利用者数) | 100         | 0             |
| 一時預かり事業<br>(幼稚園の預かり保育以外)               |                                  | 人<br>(年間延べ利用者数) | 191         | 206           |
| 延長保育                                   |                                  | 人<br>(利用者数)     | 121         | 41            |
| 病児・病後児保育事業                             | 病後児保育事業、体<br>調不良児対応型             | 人<br>(年間延べ利用者数) | 121         | 261           |
|                                        | 子育て援助活動支<br>援事業(病児・緊急<br>対応強化事業) |                 |             | 0             |
| 放課後児童健全育成事業<br>(放課後児童クラブ)              | 低学年                              | 人<br>(利用者数)     | 250         | 252           |
|                                        | 高学年                              | 人<br>(利用者数)     | 21          | 51            |
| 妊婦健康診査                                 |                                  | 人<br>(年間受診者数)   | 100         | 140           |
| 乳児家庭全戸訪問事業<br>(こんにちは赤ちゃん事業)            |                                  | 人<br>(年間訪問乳児数)  | 71          | 102           |
| 養育支援訪問事業                               |                                  | 人<br>(支援対象人数)   | 25          | 121           |
| 子育て短期支援事業(ショートステイ、ト<br>ワイライトステイ)       |                                  | 人<br>(年間延べ利用者数) | 0           | 0             |
| 利用者支援事業                                | 基本型・特定型                          | か所<br>(施設数)     | 1           | 0             |
|                                        | 母子保健型                            | か所<br>(施設数)     |             | 1             |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業                       |                                  | 人<br>(支給児童数)    | -           | 4             |
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業                     |                                  |                 | -           | -             |

## 5 各種アンケート調査結果の概要

### (1) ニーズ調査の概要

#### ①調査の対象と実施方法

○調査対象：本町在住の就学前児童がいる家庭の保護者

○調査期間：令和6年3月13日～令和6年3月31日

○調査方法：WEB回答

○配布・回収：

| 配布数   | 回収数   | 回収率   |
|-------|-------|-------|
| 450 票 | 124 票 | 27.6% |
|       | WEB   |       |
|       | 124 票 |       |

○調査対象：本町在住の小学生がいる家庭の保護者

○調査期間：令和6年3月13日～令和6年3月31日

○調査方法：WEB回答

○配布・回収：

| 配布数   | 回収数  | 回収率   |
|-------|------|-------|
| 550 票 | 72 票 | 13.1% |
|       | WEB  |       |
|       | 72 票 |       |

#### ②調査報告書の見方

百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

#### ③ニーズ調査結果から見える課題

本町の子育て支援には、認可保育所や幼稚園の利用希望が高い「定期的な」保育において長期休暇や土曜日の受入れ体制の強化が求められる一方、「不定期的な」保育では一時預かりやファミリー・サポート・センターのニーズが一定数あり、突発的な事情にも対応可能な体制整備が必要です。また、病児保育では施設利用に対する希望があるため、保護者の不安を解消し、安心して預けられる環境が不可欠であり、放課後の習い事に関する情報提供や地域子育て支援としてのイベント開催、相談事業の拡充や相談窓口の周知が求められています。

## (2) 生活実態調査の概要

### ①調査の対象と実施方法

#### 【小学5年生】

- 調査対象：本町在住の小学5年生
- 調査期間：令和6年6月25日～令和6年7月15日
- 調査方法：郵送配布、WEB回答
- 配布・回収：

| 配布数   | 回収数  | 回収率   |
|-------|------|-------|
| 180 票 | 80 票 | 44.4% |

#### 【中学2年生】

- 調査対象：本町在住の中学2年生
- 調査期間：令和6年6月25日～令和6年7月15日
- 調査方法：郵送配布、WEB回答
- 配布・回収：

| 配布数   | 回収数   | 回収率   |
|-------|-------|-------|
| 180 票 | 150 票 | 83.3% |

#### 【小学5年生・中学2年生の保護者】

- 調査対象：本町在住の小学5年生・中学2年生の保護者
- 調査期間：令和6年6月25日～令和6年7月15日
- 調査方法：郵送配布、WEB回答
- 配布・回収：

| 配布数   | 回収数  | 回収率   |
|-------|------|-------|
| 360 票 | 49 票 | 13.6% |

### ②生活実態調査から見える課題

生活実態調査によると、こどもの「将来の夢がある」割合は中学2年生で70.0%、小学5年生で93.8%と高い一方で、相談相手が不足している傾向が見られます。

また、睡眠時間が「7時間未満」のこどもが一定数おり、健康的な生活リズムの確保が求められます。学習面では「授業がわからない」と感じるこどももあり、特に「よくある」が小学5年生では23.3%、中学2年生で23.8%と高いため、学習支援の強化が求められます。さら

に、「学校に行きたくない」という経験が小学5年生も中学2年生も約20%で最も高くなっており、いじめや精神的負担への対応が求められていると考えられます。

家計面では「赤字」の家庭が約半数を占めており、「子ども食堂」や就学援助へのニーズが高いことから、経済的支援策の拡充も重要であると考えられます。

### (3) 若者意識調査の概要

#### ①調査の対象と実施方法

##### 【高校2年生】

- 調査対象：本町在住の高校2年生
- 調査期間：令和6年6月25日～令和6年7月15日
- 調査方法：WEB回答
- 配布・回収：

| 配布数   | 回収数  | 回収率   |
|-------|------|-------|
| 140 票 | 42 票 | 30.0% |

##### 【18歳～39歳の方】

- 調査対象：本町在住の18歳～39歳の方
- 調査期間：令和6年6月25日～令和6年7月15日
- 調査方法：WEB回答
- 配布・回収：

| 配布数   | 回収数  | 回収率   |
|-------|------|-------|
| 440 票 | 82 票 | 18.6% |

#### ②若者意識調査から見える課題

若者意識調査によると、「将来の夢ややりたいこと」が「具体的にある」割合は高校2年生で57.1%、18～39歳では28.0%である一方、「漠然としている」や「特にない」という割合も高く、将来に対する具体的な展望を持つことが難しい若者が少なくないと考えられます。

自由時間の過ごし方では「自分の家」が圧倒的に多く、外での交流や活動が少ない傾向が見られます。また、「外出頻度」が「平日は毎日外出する」若者が多いものの、プライベートの外出は少なく、地域活動や社会的なつながりが薄い可能性が考えられます。

困難な状況への対処では「友人や家族への相談」が多いものの、「困難な状況になることはなかった」と回答した割合も約2割となっており、困難を感じ取り対処していく力に個人差があると考えられます。これらの結果から、若者が将来のビジョンを具体化し、外部との交流を増やすことが可能な支援や社会参加の機会の提供が求められていると考えられます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、全てのこどもや若者が心豊かに育ち、あわせて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、全ての人がこどもと一緒に元気になれるまち、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

こどもや若者は、未来のまちの担い手です。誰もが安心してこどもを生み育て、全てのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりを目指します。

このため、本町の基本理念を、「子どもたちの笑顔があふれる新富町」とし、未来を担うこどもたちの心身ともに健やかな成長に努め、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

### 【 基 本 理 念 】

**子どもたちの笑顔があふれる新富町**

## 2 基本的な視点

本計画は、それぞれの立場から、こどもの健やかな育ちと子育て環境の整備を考慮して、次の4つの基本的な視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

### 基本視点Ⅰ 全てのこどもの人権を尊重する

こどもや若者が自分の意見を持ち、社会に参加することは重要です。大人は年齢や発達段階に応じてその意見を尊重し、意見を持つための環境を整える必要があります。特に困難な状況にあるこどもや意欲の低いこどもの声にも配慮し、意見を表明する機会を提供することが大切です。こどもの意見を政策に反映し、その結果をフィードバックすることで、政策の質を高め、意見を出しやすい環境を整えます。

### 基本視点Ⅱ 全てのこどもと子育て家庭への支援

貧困や格差の解消は、こどもや若者が安心して成長するために重要です。全てのこどもが必要な支援を受けられるよう、地域や民間団体が協力し、積極的にサポートします。困難な家庭には総合的な支援を提供し、貧困が世代間で連鎖しないよう努めます。さらに、支援に関わる専門家の環境改善を図り、支援の質を向上させることで、こどもの権利が尊重される社会を目指します。

### 基本視点Ⅲ 子育てに優しい社会づくり

少子化対策や貧困防止には、若い世代が仕事と生活を両立しやすい環境づくりが重要です。結婚や子育ては個人の自由な選択に基づくべきで、男女共に働きながら子育てを協力して行える社会が求められます。性別役割にとらわれない考え方を広め、企業や地域社会がこどもや若者を支援することで、安心して子育てや仕事に取り組める未来を築くための意識改革が必要です。

### 基本視点Ⅳ ライフステージを意識した切れ目ない支援

こどもの成長は個々に異なり、年齢に応じたサポートが必要です。支援は特定の時期で終わらず、教育・保育・医療・福祉などの分野が連携し、継続的に行われます。子育ては出生前から大人になるまで続くため、経済的負担の軽減や孤立を防ぎ、安心して育てられる環境整備が重要です。学校、家庭、地域が一体となり、こどもとその家族を支える体制が求められます。

### 3 基本目標と取組方針

基本理念の実現に向けて、「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」より継続し、7つの基本目標を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

#### 基本目標1 地域における子育ての支援

核家族化や多様化するライフスタイルにより、家庭や地域における子育てのノウハウの継承が難しくなり、育児に対する不安や負担を感じる保護者が増えています。

そのため、こどもの幸せを最優先に考え、町民一人ひとりが子育て家庭を支える意識を持つまちづくりを図ります。また、地域ぐるみで支える社会の実現を目指し、全ての子育て家庭が安心して子育てできるよう、必要な情報の提供や子育てネットワークの形成を促進し、地域資源を活用して家庭と地域の子育て力向上に取り組みます。

##### 【取組方針①】地域における多様な教育・保育サービスの充実

- こどもの数は減少しているものの、保護者の就労形態は多様化しており、それに併せて教育・保育ニーズも多様化していることから、保育定員数の確保のため、町内幼稚園の認定こども園への移行を計画します。
- 一時預かり事業（一時保育事業）、延長保育事業、病児・病後児保育事業等の多様な保育ニーズについても、利用者の動向に配慮しながら、本計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって推進します。病後児保育については県の補助事業に参画して利用料の助成を行っています。また、子育て世帯からの「病児保育施設の充実」のニーズが高いことから新規に病児保育事業にも取り組み、共働き・共育で世帯が子育てしやすい環境を整えます。さらに、令和8年度から始まる子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「こども誰でも通園制度」にも取り組みます。
- 多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう、保育士、幼稚園教諭などの研修等を通じて、教育・保育の質の向上に取り組みます。主任研修会等を開催し、保育士のスキルアップにつなげており、今後も町主催の研修会を継続して開催します。

##### 【取組方針②】子育て支援のネットワークづくり

- 地域子育て支援センターを中心に、子育て支援サービス等のネットワークづくりに取り組むとともに、子育てに関する相談や子育て関連の情報提供を行います。
- 町のホームページや広報紙、新富子育てまっぷ等を活用し、子育てに関するわかりやすい事業内容や、その事業の拠点を掲載した地図などの最新情報を提供します。今後も、子育て世帯の集まる場所を中心に情報提供を実施します。
- 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談、助言などを行う取組について検討します。

## 【取組方針③】こどもの健全育成

- 公民館、保健センター等の公的施設を活用した各種ふれあい事業を開催するとともに、町内私立保育園、NPO法人が主催する交流事業を支援し、こどもの健全育成を図るために様々な活動を推進します。また、健康診査時に絵本の読み聞かせなどを実施し、こどもの健全育成につなげています。

**基本目標2 母子の健康の確保及び増進**

母子が心身ともに健やかに生活できるよう、乳幼児期の定期健診をはじめとする母子保健事業の充実を図るとともに、母親の育児に対する不安の解消や緩和を目指した相談体制の強化に努めます。

また、乳幼児期からの正しい食習慣の指導を行い、小中学校における健康や安全に関する教育を推進し、思春期の健康管理や母性・父性の育成に力を入れ、次世代の親づくりの基盤を築くため取り組みます。

加えて、病後児保育の充実を図ります。

## 【取組方針①】母子の健康の確保

- 母子の健康の保持・増進のために、母子健康手帳・妊婦健康診査受診票の交付、母親学級等の実施に併せて、定期的な妊婦健康診査の受診の必要性を啓発し、妊娠中の健康管理について保健指導の充実・強化を図ります。また、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアに取り組むほか、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）、伴走型相談支援としての妊婦等包括相談支援事業等を実施し、健康管理について保健指導の充実・強化を図っていきます。今後も全ての母子のために健康の保持、増進、保健指導を実施します。
- こどもの発達・発育支援、育児不安軽減を図るため、保育園や幼稚園、支援学校等との連携の下、乳幼児健康診査や各種相談を実施します。今後も、病院などの専門機関を活用し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

## 【取組方針②】「食育」の推進

- 保育所（園）、学校、子育て支援機関、行政が連携し、食育の意識啓発活動を実施するとともに、食生活改善推進員の協力を得て、各年代に適した食育を行い、健康的な生活習慣の基盤となる食について指導していきます。また、各学校において、学校経営計画などを作成し、児童生徒への健康や安全に関する教育を積極的に推進するとともに、様々な方法を活用し、食育の意識啓発に努めます。

## 【取組方針③】思春期保健対策の充実

- インターネットの普及により、様々な情報が簡単に手に入るようになった現代において、正確な情報を提供することが重要です。そのため、個別の性教育や子宮頸がん予防接種、性感染症予防の知識提供、思春期に関する講座の実施などを行い、学童期や思春期の子どもたちの心の問題に対する支援に努めます。また、学校だけではなく、子育て支援事

業や家庭においても、インターネットを適切に活用できるよう、積極的に情報提供を行います。

【取組方針④】小児医療の充実

- 関係機関と連携を図りながら、小児医療の充実に取り組み、新たなクリニックの開業などの充実を図ります。今後は小児医療に加え、病後児保育の充実を図ります。

### 基本目標3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

多世代の交流を促進し、男女共同参画社会について理解を深めるための活動に取り組みます。また、各学校が持つ特色を生かした取組を推進し、教育環境の整備を進めるとともに、学校・家庭・地域社会などのネットワークを活用し、地域の住民とのつながりを強化することで、多様な意見を聞き、こどもたちの心を豊かに育むことに努めます。そして、教育や遊び、日常生活の中でこどもたちの未知の可能性を引き出し、教育力を向上させます。

【取組方針①】次世代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築き、こどもを生み育てる大切さを、次代の親となる世代（児童生徒）が十分理解できるよう、学校や地域が連携して、乳幼児等のふれあいなどの体験的な学習に取り組む中で、中学校については生徒が保育園を訪問し自作の絵本を読み聞かせる等の交流を行っています。また、多世代の交流活動を推進し、男女共同参画社会の理解を深めるために、家庭で実施できる協力活動を提案し、親子での学びの促進、家庭教育や男女共同参画に関する教材を生かした授業を検討していきます。

【取組方針②】学校教育の充実

- 小中学校において、こどもたちが生きる力を身につけるために、確実な学力向上を図るとともに、豊かな心や健やかな体の育成に努めます。また、各学校が持つ特色を生かした教育活動を推進し、教育環境の整備を一層図ります。

【取組方針③】家庭や地域の教育力の向上

- 都市化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進む中、家庭や地域における教育力の低下が指摘されているため、家庭教育に関する知識や情報を提供するための講演会や研修の充実、地域子育て支援センターを中心としたサポート体制を強化します。また、健診や各種イベントを活用し、家庭教育に関する理解を深めるための情報提供を併せて行います。

### 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

こどもと子育てを行う保護者が安全で安心して過ごせるよう、公園施設のバリアフリー化を進め、障がい者にも優しい環境を整えたまちづくりを推進します。

また、中古住宅や公営住宅の改修を行い、子育て世帯にとってより快適で過ごしやすい住環境を提供していきます。

【取組方針】

- 公園施設のバリアフリー化を進めるとともに、通学路の安全点検を実施し、危険箇所の特定及び改善の要望を関係部署と協議しました。今後は、より安全な通学路となるよう通学路灯のLED化等を推進します。あわせて、各種団体と一体となった防犯活動を行います。
- 良好な住宅・生活環境の確保（公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の活用、シックハウス対策の推進）に向けて、ニーズを正確に把握し、新築住宅や中古住宅を取得した家庭に対して、経費の一部助成を行うことで、子育て世帯の定住を支援します。また、中古住宅や公営住宅の改修を進め、子育て世帯がより快適に暮らせる住環境を整備し、良好な生活環境を維持するとともに、シックハウス対策にも引き続き取り組みます。

## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

近年、女性の社会進出が著しく進展し、結婚や出産後も働き続ける女性が増加しています。

仕事と育児の両立支援や、子育て中の家庭の負担を軽減するために、働き方や就業環境の見直し、男女が協力し合いながら子育てを行えるような働きやすい環境づくりが重要となります。

このため本町では、県や事業主、地域住民、関係機関などとの連携を深め、広報活動や啓発活動を推進し、子育てをしながらも安心して働ける体制を整備します。

【取組方針】

- 多様な働き方の実現及び働き方の見直しのために、就労支援の普及啓発（育児休業の取得率向上）、「働き方の見直し」の普及・啓発を行います。また、多様な働き方に対応できるように、延長保育や休日保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業の推進を図り、今後も体制整備を進めます。
- 現在、保育サービス、放課後児童クラブともに待機児童は発生していません。今後、共働き・共育を推進し、様々な保育ニーズに対応するため、認定こども園の開設の検討も含め、施設整備と保育量の確保に努めます。

## 基本目標6 こどもの安全の確保

こどもを犯罪や交通事故などの危険から守るために、地域住民と協力し、登下校時の見守り活動をはじめ、関係機関等との連携を強化した取組を推進するとともに、地域全体でこどもの安全を守るための活動を強化し、こどもが一人で歩いても安心できるような環境づくりに取り組みます。

【取組方針】

- NPO団体の地域見守り活動の円滑な運営が行えることを目的として、運営補助金を支出しています。また、児童生徒の下校時の防犯活動として、町職員による青パト巡回を定期的に実施しています。今後、交通安全街頭指導及び見守り活動を、統一された服装等で実施することで、町民全員の交通安全意識を高揚させ、事故のない安心安全なまちづくりを推進するため、街頭指導者用の消耗品を購入します。引き続き、防犯、交通安全意識を醸成するため、ボランティアやNPO、地域組織、学校、PTAなど各種関係機関と連携し、地域一体となった事業を展開します。

## 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の予防から早期発見・対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援に努めます。

また、ひとり親家庭に対する相談窓口の整備や経済的支援・就労支援を通じて、自立支援の環境づくりを推進します。

障がい児については、福祉施策や教育環境の充実を図り、適切なサービスの利用をサポートするとともに、障がいを引き起こす疾病や事故の予防、早期発見・対応を推進します。平成30年度から障がい児福祉計画に基づき、各種施策を継続的に推進しています。また、本町の保育所（園）では、心身に障がいのある児童が集団生活に適応し、健全な成長・発達できる保育を実施しています。

【取組方針】

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関であるパブリカが中心になり、要保護児童・要支援児童・特定妊婦を対象に、各関係機関との情報共有や支援を行うとともに、個別ケース検討会議や代表者会議を開催しています。今後も町内の全てのこども家庭の相談に対応できる専門性を担保していきます。また、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化するため、こども家庭センターの設置を検討します。
- 乳幼児期の健康診査や訪問指導、巡回訪問などの情報を就学時健診時に提供し、栄養相談や保健相談も実施します。また、各種健診の受診率向上を図り、障がいを引き起こす可能性のある疾病や事故の予防、早期発見、早期治療を推進するとともに、母体の健康を守り、胎児や乳幼児の健やかな発育を促進するため、適切な事業を継続的に実施し、地域全体でこどもの健康を支える体制を強化します。
- ひとり親家庭などの小学生に対し、学習習慣や生活習慣を身につけるための居場所となる拠点を開設し、本人や保護者が相談できる環境構築について検討します。
- 家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどのいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭の抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援の実施について検討します。

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 設定についての考え方

- 「量の見込」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所（園）等の施設の実態、人口推計などから総合的に勘案し、「保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めることになっています。
- 教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画では、「量の見込」、「確保方策」を設定する単位です。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

#### 視点 1 保護者やこどもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者やこどもが利用しやすい範囲を設定する必要がある。

#### 視点 2 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要である。

## （２）本町における教育・保育提供区域の考え方

町内の認可保育所に通う児童は、保護者自身の居住地や職場への通勤経路等を考慮して、利用可能な保育所（園）を選択しています。そのため、認可保育所の所在する近隣の地域からだけでなく、町内の広範囲から認可保育所に通園しています。

利用者は、教育・保育提供区域にとらわれることなく、町内全体から最も適切な認可保育所を選択できるため、町内全域から保育所（園）を選ぶという傾向は変わらないものと考えられます。

また、今後の整備面から見ると、町内全域を１区域とすることで、現状の認可保育所の配置状況等も十分に検討しつつ、必要とする人が利用しやすいよう、町全体での需給バランスを考慮した計画策定が可能になります。

こうした点を踏まえ、区域設定は、現状の教育・保育提供体制を十分に勘案し、需給調整を適正に行うことを基本として、町全域を１区域に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業は、町全体として、個々の事業の利用実態に合わせた事業展開を行っており、区域設定を設けて事業を行っているわけではありません。

したがって、地域子ども・子育て支援事業も、町内全域を１区域に設定し、事業の態様に応じて柔軟に対応できる体制をつくります。

## 2 教育・保育提供体制の確保

### (1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を基本としつつ「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版ver. 2）」に基づき、現状の提供状況や人口推計等を加味し、見込量を設定しました。

#### ①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

| 教育・保育施設及び地域型保育事業              | 算出対象児童年齢 |
|-------------------------------|----------|
| 1号認定（認定こども園及び幼稚園）             | 3～5歳     |
| 2号認定①（幼稚園）                    | 3～5歳     |
| 2号認定②（認定こども園及び保育所（園））         | 3～5歳     |
| 3号認定③（認定こども園及び保育所（園）＋地域型保育事業） | 0～2歳     |

#### ②需要量と確保の方策

令和7年度

|                   |                      | 1号認定         | 2号認定          |               | 3号認定       |            |            |
|-------------------|----------------------|--------------|---------------|---------------|------------|------------|------------|
|                   |                      | 3歳以上<br>教育希望 | ①3歳以上<br>教育希望 | ②3歳以上<br>保育必要 | 0歳<br>保育必要 | 1歳<br>保育必要 | 2歳<br>保育必要 |
| 見込<br>量           | 認定こども園及び保育所（園）＋地域型保育 | —            | —             | —             | 27人        | 97人        | 112人       |
|                   | 認定こども園及び幼稚園          | 70人          | —             | —             | —          | —          | —          |
|                   | 幼稚園                  | —            | —             | —             | —          | —          | —          |
|                   | 認定こども園及び保育所（園）       | —            | —             | 268人          | —          | —          | —          |
|                   | 合計①                  | 70人          | 0人            | 268人          | 27人        | 97人        | 112人       |
| 確保<br>方策<br>（提供量） | 特定教育・保育施設※1          | 70人          | 268人          |               | 27人        | 97人        | 112人       |
|                   | 企業主導型保育施設の<br>地域枠    | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|                   | 確認を受けない幼稚園※2         | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|                   | 地域型保育事業※3            | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|                   | 合計②                  | 70人          | 268人          |               | 27人        | 97人        | 112人       |
|                   | ②－①＝                 | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |

※1 幼稚園、保育所（園）、認定こども園

※2 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和8年度

|               |                            | 1号認定         | 2号認定          |               | 3号認定       |            |            |
|---------------|----------------------------|--------------|---------------|---------------|------------|------------|------------|
|               |                            | 3歳以上<br>教育希望 | ①3歳以上<br>教育希望 | ②3歳以上<br>保育必要 | 0歳<br>保育必要 | 1歳<br>保育必要 | 2歳<br>保育必要 |
| 見込量           | 認定こども園及び保育所<br>(園) + 地域型保育 | —            | —             | —             | 26人        | 93人        | 107人       |
|               | 認定こども園及び幼稚園                | 67人          | —             | —             | —          | —          | —          |
|               | 幼稚園                        | —            | —             | —             | —          | —          | —          |
|               | 認定こども園及び保育所<br>(園)         | —            | —             | 257人          | —          | —          | —          |
|               | 合計①                        | 67人          | 0人            | 257人          | 26人        | 93人        | 107人       |
| 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1                | 67人          | 257人          |               | 26人        | 93人        | 107人       |
|               | 企業主導型保育施設の<br>地域枠          | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 確認を受けない幼稚園※2               | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 地域型保育事業※3                  | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 合計②                        | 67人          | 257人          |               | 26人        | 93人        | 107人       |
|               | ②－①＝                       | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |

※1 幼稚園、保育所(園)、認定こども園

※2 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和9年度

|               |                            | 1号認定         | 2号認定          |               | 3号認定       |            |            |
|---------------|----------------------------|--------------|---------------|---------------|------------|------------|------------|
|               |                            | 3歳以上<br>教育希望 | ①3歳以上<br>教育希望 | ②3歳以上<br>保育必要 | 0歳<br>保育必要 | 1歳<br>保育必要 | 2歳<br>保育必要 |
| 見込量           | 認定こども園及び保育所<br>(園) + 地域型保育 | —            | —             | —             | 25人        | 90人        | 104人       |
|               | 認定こども園及び幼稚園                | 65人          | —             | —             | —          | —          | —          |
|               | 幼稚園                        | —            | —             | —             | —          | —          | —          |
|               | 認定こども園及び保育所<br>(園)         | —            | —             | 248人          | —          | —          | —          |
|               | 合計①                        | 65人          | 0人            | 248人          | 25人        | 90人        | 104人       |
| 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1                | 65人          | 248人          |               | 25人        | 90人        | 104人       |
|               | 企業主導型保育施設の<br>地域枠          | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 確認を受けない幼稚園※2               | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 地域型保育事業※3                  | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 合計②                        | 65人          | 248人          |               | 25人        | 90人        | 104人       |
|               | ②－①＝                       | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |

※1 幼稚園、保育所(園)、認定こども園

※2 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

## 令和10年度

|               |                            | 1号認定         | 2号認定          |               | 3号認定       |            |            |
|---------------|----------------------------|--------------|---------------|---------------|------------|------------|------------|
|               |                            | 3歳以上<br>教育希望 | ①3歳以上<br>教育希望 | ②3歳以上<br>保育必要 | 0歳<br>保育必要 | 1歳<br>保育必要 | 2歳<br>保育必要 |
| 見込量           | 認定こども園及び保育所<br>(園) + 地域型保育 | —            | —             | —             | 24人        | 87人        | 101人       |
|               | 認定こども園及び幼稚園                | 63人          | —             | —             | —          | —          | —          |
|               | 幼稚園                        | —            | —             | —             | —          | —          | —          |
|               | 認定こども園及び保育所<br>(園)         | —            | —             | 241人          | —          | —          | —          |
|               | 合計①                        | 63人          | 0人            | 241人          | 24人        | 87人        | 101人       |
| 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1                | 63人          | 241人          |               | 24人        | 87人        | 101人       |
|               | 企業主導型保育施設の<br>地域枠          | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 確認を受けない幼稚園※2               | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 地域型保育事業※3                  | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 合計②                        | 63人          | 241人          |               | 24人        | 87人        | 101人       |
|               | ②－①＝                       | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |

※1 幼稚園、保育所(園)、認定こども園

※2 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

## 令和11年度

|               |                            | 1号認定         | 2号認定          |               | 3号認定       |            |            |
|---------------|----------------------------|--------------|---------------|---------------|------------|------------|------------|
|               |                            | 3歳以上<br>教育希望 | ①3歳以上<br>教育希望 | ②3歳以上<br>保育必要 | 0歳<br>保育必要 | 1歳<br>保育必要 | 2歳<br>保育必要 |
| 見込量           | 認定こども園及び保育所<br>(園) + 地域型保育 | —            | —             | —             | 24人        | 85人        | 98人        |
|               | 認定こども園及び幼稚園                | 61人          | —             | —             | —          | —          | —          |
|               | 幼稚園                        | —            | —             | —             | —          | —          | —          |
|               | 認定こども園及び保育所<br>(園)         | —            | —             | 235人          | —          | —          | —          |
|               | 合計①                        | 61人          | 0人            | 235人          | 24人        | 85人        | 98人        |
| 確保方策<br>(提供量) | 特定教育・保育施設※1                | 61人          | 235人          |               | 24人        | 85人        | 98人        |
|               | 企業主導型保育施設の<br>地域枠          | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 確認を受けない幼稚園※2               | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 地域型保育事業※3                  | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |
|               | 合計②                        | 61人          | 235人          |               | 24人        | 85人        | 98人        |
|               | ②－①＝                       | 0人           | 0人            |               | 0人         | 0人         | 0人         |

※1 幼稚園、保育所(園)、認定こども園

※2 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

**確保方策の考え方**

現状では、基本的に待機児童のいない状況が続いています。これを踏まえて、現在の保育所（園）の実情に応じた利用定員の設定をお願いし、現体制（保育所（園）、幼稚園（町内幼稚園は私学助成の予定））での確保が可能と考えます。

**【幼児教育・保育無償化への対応】**

令和元年 10 月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

| 施設種別                                  |                                                | 対象となる<br>子ども | 内容                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------|------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼稚園                                   |                                                | 3～5歳         | 新制度に移行している幼稚園は月額上限 2.57 万円として利用料が無償化されます。                                                                                                                                       |
| 認可保育園<br>認定こども園<br>地域型保育<br>企業主導型保育事業 |                                                | 0～5歳         | 0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全てのこどもの利用料が無償化されます。                                                                                                                                     |
| 施設等<br>利用<br>給付                       | こどものための<br>教育・保育給付の<br>対象外である幼稚園               | 3～5歳         | 新制度では幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。                                                                                                                                                |
|                                       | 特別支援学校の<br>幼稚部                                 | 3～5歳         | 3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用することもたちについて、利用料が無償化されます。                                                                                                                     |
|                                       | 認可外（無認可）<br>保育園                                | 0～5歳         | 保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。                                                                      |
|                                       | 預かり保育事業                                        | 3～5歳         | 保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。                                          |
|                                       | 一時預かり事業<br>病児保育事業<br>ファミリー・<br>サポート・センター<br>事業 | 0～5歳         | 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。 |

**（２）教育・保育施設の一体的提供の推進**

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所（園）等の施設の意向に即し、認定こども園の普及促進を図ります。

**（３）教育・保育の質の向上**

幼稚園、保育所（園）と小学校がこどもの実態や教育内容について相互理解を深めるための体制を整備するとともに、課題解決に向けて、一人ひとりの心身の健康や発達に関する情報を共有し、よりよい連携体制の構築を図り、教育・保育施設から小学校への円滑な移行が可能な環境を整備します。

また、個別の幼児・児童に対応した人材の確保を含め、支援方法について検討します。

#### （４）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産前・産後休業や育児休業後に、希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所（園）又は地域型保育事業を利用できるよう、休業期間中の保護者に対して情報提供や相談支援等を行います。

また、過去の利用実績や人口推計をもとに設定した教育・保育の必要量を考慮し、認定こども園、幼稚園、保育所（園）や地域型保育事業の整備を計画的に努めます。

特に、現在、0歳児の保護者が保育所（園）への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、育児休業を途中で切り上げたりしてしまうことがあるため、認定こども園、幼稚園、保育所（園）や地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業終了時（原則1歳到達時）から利用できるよう環境を整えることを検討するとともに、企業への啓発活動も併せて行い、理解を深めてもらう取組を検討します。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### （１）地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を基本としつつ「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」に基づき、現状の提供状況や人口推計等を加味し、見込量を設定しました。

##### ①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

##### 事業概要

保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や情報の提供等を行います。

##### 対象年齢

0歳児～2歳児

##### 単位

人（年間延べ利用者数）

##### 需要量と確保の方策

|                                                                                                                  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量                                                                                                             | 200人  | 192人  | 185人  | 180人   | 176人   |
| ②確保方策                                                                                                            | 3か所   | 3か所   | 3か所   | 3か所    | 3か所    |
| 現在実施している3か所（八幡子育て支援センター、子育て応援スポットあんのん、のぞみ保育園子育て支援センターはぐくみ）で実施します。利用者のニーズに対応できる提供体制を確保するとともに、より身近で利用しやすい環境を構築します。 |       |       |       |        |        |

## ②ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### 事業概要

子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けたい方と援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

### 対象年齢

0歳児～5歳児、1年生～6年生

### 単位

人（年間延べ利用者数）

### 需要量と確保の方策

|                                                  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量                                             | 13人   | 13人   | 13人   | 13人    | 13人    |
| ②確保方策                                            | 13人   | 13人   | 13人   | 13人    | 13人    |
| ②－①＝                                             | 0人    | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     |
| 引き続き利用ニーズの把握に努め、援助会員の拡大に向けた研修会や広報活動などに取り組んでいきます。 |       |       |       |        |        |

## ③-1一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定

### 事業概要

保育認定を受けないこどもの通常の利用時間以外に、認定こども園や幼稚園で保育を行います。

### 対象年齢

3歳児～5歳児

### 単位

人（年間延べ利用者数）

### 需要量と確保の方策

|                                                                | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①見込量                                                           | 5,000人 | 4,795人 | 4,625人 | 4,497人 | 4,388人 |
| ②確保方策                                                          | 5,000人 | 4,795人 | 4,625人 | 4,497人 | 4,388人 |
| ②－①＝                                                           | 0人     | 0人     | 0人     | 0人     | 0人     |
| 通常の教育時間と連続的に行われる保育であるため、施設の意向に基づき、教育を実施する認定こども園又は幼稚園において実施します。 |        |        |        |        |        |

## ③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）2号認定で幼稚園希望

**事業概要**

保育認定を受けないこどもの通常の利用時間以外に、認定こども園や幼稚園で保育を行います。

**対象年齢**

3歳児～5歳児

**単位**

人（年間延べ利用者数）

**需要量と確保の方策**

設定の必要なし。

## ③-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

**事業概要**

家庭において、保育することが一時的に困難になったこどもを保護者の代わりに保育所（園）等で保育を行います。

**対象年齢**

0歳児～5歳児

**単位**

人（年間延べ利用者数）

**需要量と確保の方策**

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量  | 300人  | 288人  | 278人  | 270人   | 263人   |
| ②確保方策 | 300人  | 288人  | 278人  | 270人   | 263人   |
| ②－①＝  | 0人    | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     |

現在実施している保育所（町内私立保育園全7園）において対応していきます。

#### ④延長保育

##### 事業概要

保育認定を受けたこどもの通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園や保育所（園）等で保育を行います。

##### 対象年齢

0歳児～5歳児

##### 単位

人（利用者数）

##### 需要量と確保の方策

|                                                    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量                                               | 50人   | 48人   | 46人   | 45人    | 44人    |
| ②確保方策                                              | 50人   | 48人   | 46人   | 45人    | 44人    |
| ②－①＝                                               | 0人    | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     |
| 通常の保育時間と連続的に行われる保育であるため、施設の意向に基づき、保育所（園）において実施します。 |       |       |       |        |        |

#### ⑤病児・病後児保育事業

##### 事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもの保育を一時的に保育所（園）等で行います。

※現在は病後児保育事業のみの実施ですが、今後は病児を含め検討していきます。

※令和5年10月より、利用料の助成を行っています。

##### 対象年齢

0歳児～5歳児

##### 単位

人（年間延べ利用者数）

##### 需要量と確保の方策

|                                                                                     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量                                                                                | 270人  | 259人  | 250人  | 243人   | 237人   |
| ②確保方策                                                                               | 270人  | 259人  | 250人  | 243人   | 237人   |
| ②－①＝                                                                                | 0人    | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     |
| 現在、事業を実施している保育園（のぞみ保育園、ひとつせ保育園）にて対応していきます。利用したいとする保護者が適切に利用できるよう、制度の周知に努め利用促進を図ります。 |       |       |       |        |        |

## ⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

**事業概要**

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保育することができない小学生の健全な育成を行います。

**対象年齢**

小学校1年生～6年生

**単位**

人（利用者数）

**需要量と確保の方策**

| 低学年                                                                                          |     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量                                                                                         | 1年生 | 96人   | 92人   | 89人   | 87人    | 85人    |
|                                                                                              | 2年生 | 56人   | 54人   | 51人   | 50人    | 49人    |
|                                                                                              | 3年生 | 47人   | 45人   | 44人   | 42人    | 41人    |
| ②確保方策                                                                                        |     | 199人  | 191人  | 184人  | 179人   | 175人   |
| ②－①＝                                                                                         |     | 0人    | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     |
| 高学年                                                                                          |     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①見込量                                                                                         | 4年生 | 35人   | 34人   | 33人   | 32人    | 31人    |
|                                                                                              | 5年生 | 4人    | 4人    | 4人    | 4人     | 4人     |
|                                                                                              | 6年生 | 3人    | 2人    | 2人    | 2人     | 2人     |
| ②確保方策                                                                                        |     | 42人   | 40人   | 39人   | 38人    | 37人    |
| ②－①＝                                                                                         |     | 0人    | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     |
| 学校外におけるこどもの受入れについては、こどもの安全を確保した上で、低学年の受入れを優先的に、既存の施設で高学年まで受入れが可能な場合は、高学年の受入れに向け、支援員の確保に努めます。 |     |       |       |       |        |        |

## ⑦妊婦健康診査

**事業概要**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

**対象者**

妊婦

**単位**

人（年間受診者数）

**需要量と確保の方策**

|                                                                            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量                                                                       | 130人  | 125人  | 120人  | 117人   | 114人   |
| ②確保方策                                                                      | 130人  | 125人  | 120人  | 117人   | 114人   |
| ②－①＝                                                                       | 0人    | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     |
| 委託契約を締結した医療機関において実施します。また、母子保健担当課において、妊婦の健康状態を把握しながら保健指導を実施し、妊婦の健康増進に努めます。 |       |       |       |        |        |

**⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）**

**事業概要**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

**対象年齢**

0歳児

**単位**

人（年間訪問乳児数）

**需要量と確保の方策**

|                                                             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量                                                        | 110人  | 105人  | 102人  | 99人    | 97人    |
| ②確保方策                                                       | 110人  | 105人  | 102人  | 99人    | 97人    |
| ②－①＝                                                        | 0人    | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     |
| 母子保健担当課において、保健師等による家庭訪問を行い、子育て支援に関する個別相談や情報提供、養育環境の把握に努めます。 |       |       |       |        |        |

## ⑨養育支援訪問事業

**事業概要**

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭に適切な支援を実施します。

**単位**

人（支援対象人数）

**需要量と確保の方策**

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量  | 130人  | 125人  | 120人  | 117人   | 114人   |
| ②確保方策 | 130人  | 125人  | 120人  | 117人   | 114人   |
| ②－①＝  | 0人    | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     |

養育支援事業については、乳児家庭全戸訪問事業と併せて、今後も、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に、家庭やこどもに関する課題を共有し、適切な支援が引き続き行われるよう連携を図ります。また、支援に関しては、養育支援訪問事業を活用することにより、家庭やこども、あるいは妊産婦が安心・安全かつ安定した日常生活を営むことができるよう努めていきます。

## ⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

**事業概要**

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

※委託契約施設

児童養護施設金鈴学園（川南町）

児童養護施設石井記念友愛園（木城町）

地域小規模児童養護施設じゅうじの家（高鍋町）

地域小規模児童養護施設あきづきの家（高鍋町）

**対象年齢**

0歳児～5歳児、小・中学生

**単位**

人（年間延べ利用者数）

**需要量と確保の方策**

|                                                                                   | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量                                                                              | 10人日  | 10人日  | 9人日   | 9人日    | 9人日    |
| ②確保方策                                                                             | 10人日  | 10人日  | 9人日   | 9人日    | 9人日    |
| ②－①＝                                                                              | 0人日   | 0人日   | 0人日   | 0人日    | 0人日    |
| 家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の一時的な受皿が必要とされてきていることから、一層の事業周知を行い、養育が必要な家庭に必要な支援ができるよう努めます。 |       |       |       |        |        |

**⑪利用者支援事業****事業概要**

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

**需要量と確保の方策**

| こども家庭センター型（児童福祉機能）<br>福祉課<br>パブリカ                    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量                                                 | 1か所   | 1か所   | 1か所   | 1か所    | 1か所    |
| ②確保方策                                                | 1か所   | 1か所   | 1か所   | 1か所    | 1か所    |
| ②－①＝                                                 | 0か所   | 0か所   | 0か所   | 0か所    | 0か所    |
| こども家庭センター型（母子保健機能）<br>いきいき健康課<br>まある                 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| ①見込量                                                 | 1か所   | 1か所   | 1か所   | 1か所    | 1か所    |
| ②確保方策                                                | 1か所   | 1か所   | 1か所   | 1か所    | 1か所    |
| ②－①＝                                                 | 0か所   | 0か所   | 0か所   | 0か所    | 0か所    |
| 子育て担当課にて、必要に応じ相談・助言等を行いながら、関係施設や事業等との利用調整、情報提供を行います。 |       |       |       |        |        |

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

**事業概要**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

**需要量と確保の方策**

|                            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量                       | 4人    | 4人    | 4人    | 4人     | 4人     |
| ②確保方策                      | 4人    | 4人    | 4人    | 4人     | 4人     |
| ②－①＝                       | 0人    | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     |
| 引き続き利用ニーズの把握に努め、取り組んでいきます。 |       |       |       |        |        |

## ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

**事業概要**

子ども・子育て支援制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、教育・保育施設の設置や小規模保育等の運営を促進します。

**需要量と確保の方策**

設定の必要なし。

## ⑭子育て世帯訪問支援事業（新）

**事業概要**

家事・育児等に不安や負担を抱える子育て世帯や妊産婦・ヤングケアラー家庭を対象に支援員が訪問し、家事・育児の代行をします。核家族の増加や地域との関わりが希薄化している状況を踏まえて、支援を行うことで虐待リスクの高まりを未然に防ぐことが目的です。

**需要量と確保の方策**

設定の必要なし。

## ⑮児童育成支援拠点事業（新）

**事業概要**

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供などを行います。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

## 需要量と確保の方策

設定の必要なし。

### ⑩親子関係形成支援事業（新）

#### 事業概要

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方などの知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

## 需要量と確保の方策

設定の必要なし。

### ⑪乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新）

#### 事業概要

0歳6か月～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所（園）などで保育を受けられる制度であり、令和8年度からの実施に向けて現在準備しています。

※一人当たり「月10時間」

## 需要量と確保の方策

|                        | 令和7年度 | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| ①見込量                   | -     | 434 時間 | 426 時間 | 422 時間 | 418 時間 |
| ②確保方策                  | -     | 434 時間 | 426 時間 | 422 時間 | 418 時間 |
| ②－①＝                   | -     | 0 時間   | 0 時間   | 0 時間   | 0 時間   |
| 利用ニーズの把握に努めて取り組んでいきます。 |       |        |        |        |        |

### ⑫妊婦等包括相談支援事業（新）

#### 事業概要

伴走型相談支援事業の一環として、母子手帳交付時の妊婦との面接、妊娠8か月頃の妊婦へのアンケート送付、出産後の産婦へのアンケート送付を行い、妊娠期からの様々なニーズの把握や必要な支援につなげることができるよう努めます。

**需要量と確保の方策**

|                                                                           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①見込量                                                                      | 312 回 | 306 回 | 312 回 | 300 回  | 297 回  |
| ②確保方策                                                                     | 312 回 | 306 回 | 312 回 | 300 回  | 297 回  |
| ②－①＝                                                                      | 0 回   | 0 回   | 0 回   | 0 回    | 0 回    |
| 妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。 |       |       |       |        |        |

**⑭産後ケア事業（新）****事業概要**

こどもを生み育てやすい体制の整備を図るために、保健指導を必要とする母子を出産後一定期間、医療機関に入所させて母体を保護するとともに、保健指導などのサービスの提供を行うことで、これからの子育てを安心して行えるよう支援します。

**需要量と確保の方策**

|                                           | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①見込量                                      | 127 人日 | 122 人日 | 117 人日 | 114 人日 | 111 人日 |
| ②確保方策                                     | 127 人日 | 122 人日 | 117 人日 | 114 人日 | 111 人日 |
| ②－①＝                                      | 0 人日   | 0 人日   | 0 人日   | 0 人日   | 0 人日   |
| 退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施します。 |        |        |        |        |        |

**（２）地域子ども・子育て支援事業の質の向上**

以下に示す基本的な方向により、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図ります。

**① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）**

少子化や就労形態の多様化に対応し、誰でもいつでも気軽に相談ができる体制づくりや、自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期におけるこどもの心身の健やかな発達を促進するため、親子のふれあいの場の創出に努めます。

あわせて、必要な人に情報が届くように、情報発信力の向上にも努めます。

**② ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）**

ファミリー・サポート・センターの活動について、継続的に周知・啓発活動を実施します。

**③ 一時預かり事業**

幼稚園の通常の保育時間終了後の預かりなど、定期的な利用に加え、緊急での預かりを必要とする保護者の増加が予測されるため、事業者と調整し、量の確保と安全な保育のための人材や設備等の充実を図ります。

#### ④ 延長保育

就業形態の多様化に伴いニーズが高まることが予測されるため、事業者と調整し、制度の更なる充実や設備等の整備、人材の確保を図ります。

#### ⑤ 病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズに対応する本事業は、風邪の流行期など時期によって利用度の差が大きいものの、ニーズは高いため、実施施設に委託する等、事業の実施方法を検討します。

#### ⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

幼稚園、保育所（園）、小学校との連携を密にし、放課後や長期休業期間における安全かつ安心な居場所づくりを推進するため、計画的な施設整備を行うとともに、指導員の人材確保と育成に努めます。

今後も、保育審査基準に基づいた適切な指導の受入れによる保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、配慮を要する児童への対応や指導員の確保を図ります。

#### ⑦ 妊婦健康診査

母子保健の観点から、継続的に実施する必要があります。そのため、安全で安心な出産を迎えるために健康診査の必要性を周知し、受診率の向上を図るとともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を実現するため、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

#### ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭にとって重要な事業であることから、母子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供に継続的に取り組んでいきます。

#### ⑨ 養育支援訪問事業

養育支援が必要な保護者にとって重要な事業であり、今後とも、保護者が育児、家事等の養育能力を向上させていくための支援を行います。

#### ⑩ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

家庭や地域における子育て機能の低下などに伴い、児童の一時的な受皿が必要とされています。そのため、一層の事業周知を行い、緊急一時利用やDV被害者への対応など、必要なサービスを提供できるよう努めます。

**⑪ 利用者支援事業**

関係施設や事業者との連携を密にし、情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育施設や子育て支援事業を利用できるよう、情報提供を行います。

**⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保育施設や扶助担当部署と連携して、適切な給付を行います。

**⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

今後、方向性を検討します。

**⑭ 子育て世帯訪問支援事業**

今後、方向性を検討します。

**⑮ 児童育成支援拠点事業**

今後、方向性を検討します。

**⑯ 親子関係形成支援事業**

今後、方向性を検討します。

**⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**

今後、方向性を検討します。

**⑱ 妊婦等包括相談支援事業**

妊娠期からの切れ目のない包括的な相談支援を実現するために、伴走型の相談支援を推進します。

**⑲ 産後ケア事業**

出産後間もない時期に、医療機関や助産所、自宅等で、助産師をはじめとする専門職と行政が連携して、母親の心身のケアや育児のサポートを提供します。

## 4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

### （１）児童虐待防止対策の充実

こどもの生命や身体を脅かす児童虐待に対して、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止に向けた取組が重要です。児童虐待は、こどもの健やかな成長や発達を妨げ、こどもの人権を侵害する深刻な問題であるため、迅速かつ適切な対応が強く求められています。

本町においては、要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携し、虐待防止ネットワークを活用した相談窓口や体制の整備等のきめ細やかな対応を更に強化するとともに、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止の取組を推進します。

また、健康診査や保健指導などの母子保健活動をはじめ、地域の医療機関との連携や乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする妊産婦やこどもの家庭を早期に把握し、養育支援訪問事業などの適切な支援へとつなげていきます。

### （２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の両方を一人で担うため、日々の生活の中で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭が自立した生活を送り、こどもの健やかな成長を支援するため、母子家庭等日常生活支援事業や保育及び放課後児童クラブの利用に配慮した各種支援策を推進するとともに、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援を行い、総合的な自立支援の促進に努めます。

### （３）障がい児施策の充実

障がいのあるこどもが住み慣れた地域でみんなと共に生活するためには、公的サービスの充実に加えて、町民一人ひとりが障がいのあるこどもに対する理解を深め、温かく見守ることが大切です。

障がいのあるこどもの健全な発達を支援するため、乳幼児期を含む早期からの教育相談や就学相談を実施し、年齢や障がいに応じた専門的な医療や療育を提供できるよう取り組みます。さらに、本人や保護者に対して十分な情報を提供し、保護者が障がいを理解し、その後の支援が円滑に進むようサポートします。

また、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいを持つこどもたちについては、専門家の協力を得ながら、こども一人ひとりの希望に合わせた適切な教育支援を行い、こどもたちの可能性を最大限に引き出し、社会参加や自立に向けた力を育成します。あわせて、幼稚園教諭や保育士などの資質向上や専門性を高めるための支援も図ります。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所（園）や地域型保育事業、放課後児童クラブなどの教育・保育施設において、関係機関と連携し、障がいのあるこどもたちの受入れを積極的に推進します。

## 5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立できる社会は、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方が可能となり、生活に豊かさと潤いをもたらすと考えられます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、職場での働き方や家庭内の役割分担を柔軟に選べる環境を整え、意識改革を継続的に進めることが重要です。また、企業や民間団体にもこうした取組に対する理解を深めてもらい、労働環境の整備に向けた啓発を実施していくことが必要です。

|                         |                                                                              |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 働きやすい職場環境の整備            | 教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。       |
| 育児休業等制度の周知              | 企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。                           |
| ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進 | 誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。 |

## 第5章 こどもの貧困対策計画

### 1 計画策定の背景

#### (1) 計画の趣旨

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されること、いわゆる「貧困の連鎖」があってはならないとの決意のもと、平成26年に「子どもの貧困対策法」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、令和6年と改正を重ねてきました。令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和6年改正では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、並行して施行されるこども基本法とともに、施策の拡大を図る方向が示されています。

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保護者への生活・就労支援、ヤングケアラーとその家族への支援、こどもの居場所づくりなど、こどものことを第一に考えた適切な支援に取り組むことが求められます。

#### (2) 計画の位置づけ

「こどもの貧困対策計画」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定される、市町村による策定を努力義務とした「市町村計画」として位置づけます。

### 2 こどもの貧困対策に係る施策の展開

#### (1) 教育支援

家庭の状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全てのこどもが質の高い教育を受けられるよう、経済的に困難を抱える家庭への負担軽減や学習支援などを行い、それぞれの夢に挑戦できるようにしていきます。

- 保育園等の保育料を国基準の保育料の半額程度に設定して、子育て家庭を経済的に支援します。
- 幼稚園や保育園等から小学校へスムーズに入学できるように、それぞれの関係者が直接的に交流することにより、こどもたちの健全な育ちを支える連携体制を構築します。
- 専門的支援を必要とする障害のある3～5歳児を対象に、児童発達支援事業を実施し、こどもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し、社会的能力、認知能力、運動・活動能力などの育ちを支援します。

- 経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、教育費の一部を援助します。
- こどもの発達段階に応じた読書環境を整備し、読書を楽しむきっかけが得られるような事業を実施します。また、誰もが読書や調査ができるよう、音訳・点訳・対面朗読・宅配などを行います。
- 子育て世代の負担軽減を図るため、学校給食費を無償にしています。
- 所得の少ない世帯の方が高校・大学などへ入学する際に必要な資金や修学に必要な資金を無利子で貸し付けます。

## （２）生活の安定に資するための支援

生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活に向けて、自立に向けた相談支援や、就業しやすい環境づくりに向けた支援、こどもの居場所づくりなどを行い、こどもの貧困の負の連鎖の解消を図っていきます。

- ひとり親家庭の生活上の相談や、その自立に必要な援助や職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。
- 転入や出生をはじめ、各種手続のため来所した子育て家庭に対し、町内の子育て支援情報などを提供するほか、必要と思われるサービスの丁寧な説明を行い、支援を必要とする家庭に対し、母子・父子自立支援員や母子・父子就労支援専門員等、各関係機関につなぎます。
- 保護者の断続的な就労、職業訓練、就学のためや保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭など、緊急・一時的に家庭内での保育が困難な町内在住の就学前児童を一時的に預かります。
- 多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消などのためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、こどもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを確実かつ円滑に利用できるようなコーディネート機能を担い、こどもや保護者の身近な場所で支援を行います。
- 子育て短期支援（ショートステイ）事業とは、保護者が疾病などによりこどもの養育が困難になった場合に緊急・一時的に預かります。
- 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行います。
- 就労形態の多様化などにより保護者の帰宅が遅い場合に、こどもを平日午後5時～午後10時まで預かります（ファミリー・サポート・センター事業会員登録制）。
- 子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）による会員組織を設置し、保育園・幼稚園の送迎や一時的な保育など、地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施します。
- 幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、在園児を幼稚園において預かり保育を実施します。
- 保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の

ほか、土曜日、夏休みなどの三季休業中に実施します。

- 社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「障がい者（児）等基幹相談支援センター」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整などを行い、生活困窮者の自立を支援します。

### （３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困難を抱える保護者が職を得て経済基盤を安定させていくことができるよう、個々の状況に応じた就労に向けた支援などを行い、保護者が子育てと仕事を安定的に両立できる環境づくりを図ります。

- 「女性のための仕事＆生活サポート相談」などの面接相談、さらに女性のキャリア形成をテーマとしたグループ相談など、女性の就労に関する相談を実施します。
- 女性の多種多様な相談に対応し、婦人相談員、母子・父子就労支援専門員が各関係機関と連携を図りながら、自立に向けた就労支援を行います。

### （４）経済的支援

家庭での生活の基礎となる経済状況について、こどもや保護者が安心して生活を送ることができるよう、個々の世帯状況を把握した上で、各種制度による経済的な支援につなぎ、子育て世帯の経済的安定を図っていきます。

- ひとり親家庭等の要件に該当する母、父又は養育者及び 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日まで（中程度以上の障害がある場合は、20 歳未満まで）の児童に、医療費の自己負担分（課税世帯は自己負担分の一部）を助成します（生活保護受給者、健康保険未加入者は対象外）。所得制限があります。
- 保護者の負担軽減とこどもたちの健全な育成を図るため、高校生等（18 歳になった年の年度末まで）までの医療費自己負担額の無償化を実施しています。
- 子育て家庭（中学校修了前（15 歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育する家庭）に対して手当を支給しています。
- ひとり親家庭等の状態にあつて、18 歳に達した年度の 3 月末日まで（中程度以上の障害がある場合は、20 歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。
- 本町に 1 年以上居住し、施設に入所していない 20 歳未満の重度障がい等児童（※対象児童 身体障がい者手帳 1. 2. 3 級又は療育手帳 A・B-1・B-2 又は精神障がい者保健福祉手帳 1. 2. 3 級又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けているもの）を養育している方に手当を支給します。

## 第6章 子ども・若者計画

### 1 計画策定の背景

#### (1) 計画の趣旨

近年、若年無業者やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、こどもや若者をめぐる状況が厳しさを増しています。その中で、こども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また、平成22年7月には、同法に基づく第1次大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」、平成28年2月には第2次大綱として「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、令和3年4月には第3次となる大綱が策定されました。

第3次大綱では、(1)全てのこども・若者の健やかな育成、(2)困難を有するこども・若者やその家族の支援、(3)創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援、(4)こども・若者の成長のための社会環境の整備、(5)こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

今般の国の状況に鑑み、一層の充実を図るため、新たな「子ども・若者計画」を策定し、こどもたちが健やかに成長していけるよう、こどもや若者、子育て家庭を社会全体で見守り、支援するなど、より市民のニーズに即したこども・若者支援施策を総合的・計画的に推進します。

#### (2) 計画の位置づけ

「子ども・若者計画」は「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定される、市町村による策定を努力義務とした「市町村計画」として位置づけます。

### 2 こども・若者に係る施策の展開

#### (1) 全てのこども・若者の健やかな育成

全てのこどもや若者が、社会的に自立し、活躍できるためには、安心して安全に暮らせる環境の中で、心身の健康を育み、それぞれのこどもや若者が様々な体験や学びを通じて豊かな人間性を養うことが重要です。さらに、こどもや若者が生きづらさを一人で抱え込まないように、相談窓口の充実や周知を進めるとともに、就労支援の拡充などを通じて生きる力を育み、社会的に自立するための力を身につける環境づくりを推進します。

【取組方針①】自己形成のための支援、社会形成への参画支援

- サタデーサイエンス・キッズキッチンなど多種多様なこどもの体験活動を展開する団体や、中高生の生涯学習ボランティア活動を支援しています。

- ボランティア活動を通して、社会の一員であることを実感して、規範意識や公共心を身につけます。

【取組方針②】若者の職業的自立、就労等支援

- 就労意欲が低く、就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力などに合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポートなどの就労支援を行います。
- 学生に対し役所での就業体験の機会を与えることにより、学生の就業意識の向上や町政に対する理解を深めます。

（２）困難を抱えるこども・若者やその家族への支援

ひきこもりや不登校、若年未就労無業者など、様々な課題を抱えるこども・若者に対する支援について、こども・若者支援に関する専門性を有する機関や団体が連携しています。関係機関が協力し、知恵を出し合うことで、これらの困難を抱えるこども・若者やその家族を適切にサポートしていきます。

【取組方針①】こども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

- ひきこもりや不登校など、様々な不安や悩みを抱えているこども・若者とその家族からの相談を受け付け、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関等が有機的に連携し、それぞれの専門性や特長を生かした適切なサポートを行います。

【取組方針②】困難な状況ごとの取組

- ひきこもりや不登校など、様々な不安や悩みを抱えているこども・若者とその家族からの相談を受け付け、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関等が有機的に連携し、それぞれの専門性や特長を生かした適切なサポートを行います。

【取組方針③】不登校、若年無業者、ひきこもりのこども・若者への支援

- スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実を図ります。
- 不登校児童・生徒に対して、適応指導教室や分教室型の不登校特例校の体制整備を推進します。
- 学校に行きづらい児童・生徒の保護者が孤立することのないよう、各種相談や、学校に行きづらいこどもの保護者の集いを実施します。

【取組方針④】障害等のあるこども・若者の支援

- 障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において、就労面と生活面の支援を一体的に提供します。

## 【取組方針⑤】非行・犯罪に陥ったこども・若者の支援

- 保護司、民生児童委員、少年補導員、警察関係者、生活指導主任において、青少年の非行防止を目的に、青少年を取り巻く問題のある環境等について、研究・連絡・協議を行います。
- 青少年の非行防止を目的にパトロール活動を実施し、主にゲームセンターなどを巡回する中で、社会環境の浄化に向けた協力要請を行います。
- 法務少年支援センターとの連携により、犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの立ち直りを地域のチカラで支援し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とする全国的な運動を推進します。
- 薬物乱用防止の普及啓発を兼ね、中学校を訪問し、薬物乱用防止ポスター募集への応募を呼びかけ、入賞作品の展示を行います。各学校で実施するセーフティ教室等における薬物乱用防止講習会等を実施します。

## 【取組方針⑥】特に配慮が必要なこども・若者の支援

- 自殺の背景には様々な問題が複雑に絡み合っているため、自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて、各関係機関の取組を共有し、連携の仕方を検討する会議を開催します。
- 自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため、職場や地域などで悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる役割を担い、自殺対策を支える人材を養成します。
- 性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等、特に配慮が必要なこども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるため、こども・若者に関わる従事者などへの情報提供を行います。

## 【取組方針⑦】こども・若者の被害防止・保護

- 内閣府が定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に併せ、青少年の規範意識を高め、児童買春や児童ポルノといった青少年の福祉を害する犯罪の被害を防止するため、啓発活動などを行っています。
- 要保護児童等への適切な支援を図るため、情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関代表者による会議、実務者による会議のほか、個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するなど、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。
- 児童虐待防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに、児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。児童虐待防止推進月間である 11 月にその取組を強化していますが、児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。

### （３）こども・若者の成長のための社会環境の整備

全ての児童・生徒が放課後を安心して過ごせるよう、安全面に配慮したまちづくりを進めるとともに、地域住民の参加による体験や交流活動の拠点を充実させます。また、こどもや若者が地域で多様な人々と関わることで、社会性や豊かな人間性を育むための交流の機会を広げます。さらに、インターネットの利用に関しては、サービス提供者を含む全ての関係者や組織が協力し、安全で安心できる環境づくりに取り組みます。

#### 【取組方針①】こども・若者を取り巻く有害環境等への対応

- 生活上の悩みや困りごとを抱える方などに対し、様々な機関・団体と連携しながら課題の解決を図るとともに、居場所づくりなどの住民主体の活動の推進や、地域でのネットワーク構築に取り組みます。
- 保護司、民生児童委員、少年補導員、警察関係者、生活指導主任において、青少年の非行防止を目的に、青少年を取り巻く問題のある環境等について、研究・連絡・協議を行います。
- 青少年が適切にインターネットの利用ができるよう、町公式ホームページなどで啓発を行います。児童・生徒へ県から配布されている冊子やセキュリティ教室などで、携帯電話、スマートフォンやインターネットなどによる、いじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

## 第7章 計画の推進体制

### 1 町民や関係機関等との連携

本町においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係各課間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

#### (1) 関係機関の連携会議の開催

それぞれのこどもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、各種支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、児童相談所、医療機関、教育機関など）と様々な連携会議を開催し、各機関における課題等について議論し、共有します。また、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ります。

#### (2) 関係機関の連携を推進する取組

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業を実施します。

##### ①利用者支援事業

専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健などに関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行います。

##### ②地域子育て支援拠点事業

保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施します。

##### ③子育て援助活動支援事業

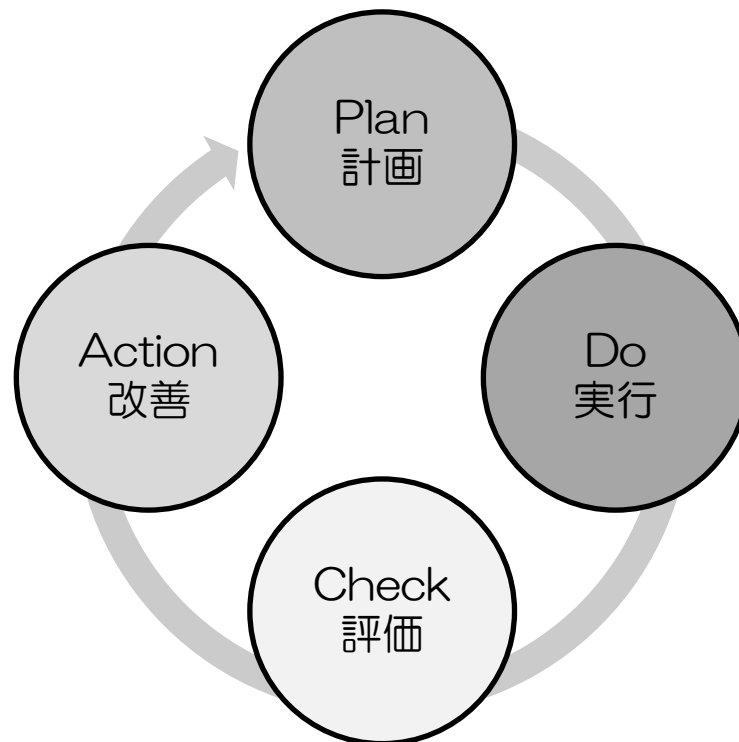
地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、見守り支援や事故防止に関する講習等を実施します。

## 2 計画の推進・点検体制

計画の実効性を確保するためには、定期的なフォローアップが必要です。

そのため、新富町子ども・子育て会議において、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）で点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

また、計画に定めた量の見込が実際の利用状況等と乖離している場合など、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。



## 資料編

### 1 新富町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 25 日  
条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、新富町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 61 条第 7 項の規定により、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施調査に関すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する知識を有する者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に係る事業に従事する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議は、第 2 条に規定する事項を審議するため、会議を開くことができる。

2 前項の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

3 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し意見を聴き、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(意見)

第8条 子育て会議は、町長に対し意見を述べるものとする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月16日条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 新富町子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 12 月 25 日

規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新富町子ども・子育て会議条例（平成 25 年新富町条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

新富町子ども・子育て会議委員

| 職名                  |
|---------------------|
| 新富町教育委員会委員代表        |
| 新富町立小学校校長代表         |
| スクールアシスタント代表        |
| 主任児童民生委員            |
| 新富町内私立保育園園長代表       |
| 新富町内幼稚園園長代表         |
| NPO 法人（町内 NPO 法人代表） |
| 保護者（町内小学校 PTA 会長代表） |
| 保護者（町内保育所保護者会会長代表）  |
| 保護者（町内幼稚園保護者会会長代表）  |
| 文教厚生常任委員会委員長        |
| 文教厚生常任委員会副委員長       |

### 3 新富町子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和5年6月25日～ 令和7年6月24日

(令和5年5月1日現在)

| 役 職 | 氏 名    | 所 属                | 備 考 |
|-----|--------|--------------------|-----|
| 会長  | 小山 早苗  | 文教厚生常任委員会委員長       |     |
| 副会長 | 宇都宮 正英 | 新富町内私立保育園園長代表      |     |
| 委員  | 大木 俊二  | 文教厚生常任委員会副委員長      |     |
| //  | 居積 秀吉  | 主任児童民生委員           |     |
| //  | 清 芳邦   | 新富町内幼稚園園長          |     |
| //  | 井上 あけみ | NPO法人ライフカンパニー新富代表者 |     |
| //  | 加藤 隆志  | 保護者（町内小学校PTA代表）    |     |
| //  | 小田 洋史  | 保護者（町内保育園保護者会代表）   |     |
| //  | 矢野 壽子  | 保護者（町内幼稚園保護者会代表）   |     |
| //  | 村社 弘之  | 新富町教育総務課対策監        |     |
| //  | 羽田野 由美 | 教育委員代表             |     |
| //  | 池川 由美  | 新富町富田小学校校長         |     |

## 新富町こども計画

令和7年3月発行

発行：新富町

編集：福祉課 児童福祉・子育て支援係

〒889-1493

宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491 番地

T E L 0983-33-1293